

令和5年第4回南関町議会定例会（第1号）

令和5年9月4日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について（10 番議員・11 番議員）
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 陳情の委員会付託について
- 日程第5 報告第3号 令和4年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第6 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和5年度南関町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第7 議案第42号 南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例の制定に
ついて
- 日程第8 議案第43号 南関町手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第9 議案第44号 令和4年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第45号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第46号 令和4年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第47号 令和4年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第48号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第14 議案第49号 令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認について
- 日程第15 議案第50号 令和4年度南関町下水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第51号 令和5年度南関町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第17 議案第52号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第18 議案第53号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第19 議案第54号 令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第20 議案第55号 令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に
ついて
- 日程第21 議案第56号 物品売買契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 福 山 美 佳 君

2 番 伊 藤 博 長 君

3 番 矢 野 修 一 君

4 番 西 田 恵 介 君

5 番 北 原 浩一郎 君

6 番 中 村 正 雄 君

7 番 杉 村 博 明 君

8 番 井 下 忠 俊 君

9 番 境 田 敏 高 君

10 番 山 口 純 子 君

11 番 立 山 比呂志 君

12 番 立 山 秀 喜 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 (12名)

町 長 佐 藤 安 彦 君

副 町 長 大 木 義 隆 君

教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君

総 務 課 長 坂 田 浩 之 君

税 務 住 民 課 長 武 田 博 君

ま ち づ くり 課 長 竹 崎 俊 一 君

福 祉 課 長 田 代 由 紀 君

健 康 推 進 課 長 寺 本 由 紀 子 君

経 済 課 長 田 口 明 君

建 設 課 長 嶋 永 健 一 君

教 育 課 長 城 野 和 則 君

会 計 管 理 者 田 中 龍 城 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

議 会 事 務 局 長 福 山 光 明 君

書 記 山 下 飛 鳥 君

開会 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和 5 年第 4 回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、10 番議員、11 番議員を指名します。

—————○—————

日程第 2 会期決定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、本日から 9 月 8 日までの 5 日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 9 月 8 日までの 5 日間とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告の第 1 点は、「例月出納検査報告及び令和 5 年度第 1 回、定期監査の報告について」です。

本件については、南関町監査委員に関する条例第 14 条の規定により、監査委員、良田和彦君、立山比呂志君より、令和 4 年度令和 5 年 5 月分、令和 5 年度 5 月分、6 月分、7 月分の出納検査結果及び令和 5 年度第一回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第 2 点は、「委員会報告について」です。

文教厚生常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○5 番議員（北原浩一郎君） おはようございます。

令和 5 年 8 月 31 日。委員会研修報告書。南関町議会議長、立山秀喜様。

文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。

議員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

1、日 時、令和 5 年 7 月 11 日火曜日、12 日水曜日。

2、研修先、栃木県茂木町、まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」、栃木県那須町「那須まちづくり広場」

3、参加者、北原浩一郎、福山美佳、中村正雄、井下忠俊、山口純子、立山秀喜、福山光明 議会事務局長、7名

4、茂木町側出席者、小崎副町長、渡辺議長、堀江ふみの森もてぎ館長、太田剛氏他2名、そして、那須まちづくり株式会社からは、鏑木取締役1名でありました。

5、内容、2月の宮崎県椎葉村の図書館「ぶん文 Bun」視察で刺激を受け、太田剛氏がプロデュースされた他の施設を見てみたい。新装うから館にふさわしい図書館とは、南関だからこその図書館の姿はどこにあるのか。町民の皆さんが期待している図書館とはどのようなものなのかを探したい。これを動機とし、うから館と同じ多世代交流施設として多くの町民に利用されている茂木町の「ふみの森もてぎ」を11日に視察した。この施設は、2017年に、酒蔵跡地に新築された、2階建ての図書館を中心とした文化交流施設で、図書館、歴史資料展示室、ギャラリー、交流広場、カフェなどの多様な用途・機能が盛り込まれたものとなっている。ずいぶん広いと感じた館内は、延床面積2977㎡で、うから館の1階とほぼ同じ広さであり、メリハリある配置と構成によるものと考えられる。図書館の中だけでも、学習室、一人でゆったりと読書できる個別の机と椅子、静かに読書したい人向けの防音仕様の部屋、親子で楽しめるスペースなど、しっかりと利用者の要望に応え、コンサルのアイデアを活かしたものになっている点や歴史資料展示室の在り方を見て、石井良介、北原白秋両氏の常設展示につながる点など多くのヒントを得る視察となった。本年度内に実施設計までの策定を目指すうから館においては、基本計画策定時のワークショップで出た要望と新たな意見、専門的な意見をも聞き入れながら、将来を見据えた本当に必要なものを選択できる、弾力的で開かれた体制と進め方が肝要である。そこを注視してゆきたい。

12日は、廃校跡地を利用した成功例として、2020年地域づくり表彰「小さな拠点部門」で国土交通大臣賞、2022年ふるさとづくり大賞を受賞されている、那須まちづくり株式会社の「那須まちづくり広場」を視察した。那須町で廃校になった小学校を生涯活躍のまち、新しい学びと新しいコミュニティの拠点として再生している事例である。校庭には、看取りまでできる介護重視型のサービス付き高齢者向け住宅49戸を配置し、校舎1階には、交流ホール、カフェ、マルシェ、ゲストハウス、アートギャラリー、2階には、教室をリフォームした13戸の賃貸住宅やシェアオフィスが入り、屋外プールを改装した養護老人ホームまで擁していた。このまちづくり広場の目指すところは、自主事業やテナント誘致により、地域包括ケア、「食」の向上、6次産業の推進、統合医療の社会モデルの構築と持続可能な様式で地方を創生する拠点としていくものであった。

学校という広い敷地を有効に使いながら、コミュニティ形成に必要な多様なサービス・施設があり、人との絆・関わりを大切にする環境の中で、人生の最期まで安心して生活できるユートピアがここに実現していることを目の当たりにした。校庭、校舎の使い方にも新たな可能性を感じ、当町の学校の在り方の検討が進む中、大きな示唆を頂いた視察とな

った。以上です。

○議長（立山秀喜君） 報告の第3点は、「委員会報告について」です。

総務産業常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○7番議員（杉村博明君） おはようございます。総務産業常任委員会視察研修の報告をいたします。

令和5年9月1日、南関町議会議長、立山秀喜様。総務産業常任委員会委員長、杉村博明。参加者、杉村博明、西田恵介、立山比呂志、境田敏高、矢野修一、伊藤博長。随行者、福山光明 議会事務局長。

内容、8月21日から23日の2泊3日で宮城県仙台市、石巻市、女川町の2011年3月11日の東北震災から12年が経ち、復興状況等について視察研修を行ってきた。

初日の21日は仙台市を視察し、仙台市議会議長赤間次彦氏より歓迎の挨拶があり、続いて各市町の出席者の自己紹介を行い、仙台市議会事務局調査課主事、沼澤優希氏の進行により、仙台の震災被害と復興の現状について、①被災状況、②津波の再来への備え、③震災の経験を通じた教訓、④未来への発信として、仙台市まちづくり政策局防災環境都市推進室震災メモリアル事業担当課長田中智洋氏、仙台市議会事務局調査課長平井めぐみ氏より内容の説明があった。人的被害・物的被害について、令和5年3月1日現在、死者数905名、行方不明者27名、負傷者2,309名、建物被害では全壊30,034棟、大規模半壊27,016棟、半壊82,593棟、一部損壊116,046棟、火災件数39件、全体の被害額1兆3,010億円であった。人口については、平成23年当時からすると現在は79,000人余りの減少となっている。震災廃棄物について、がれき137万トン、リサイクル率72%、津波堆積物135万トン、リサイクル率96%、合計272万トン、リサイクル率84%、道路等の盛土材に再利用され、平成26年3月には完了、震災廃棄物272万トンは仙台市のごみ量7年分に相当する量であった。主な復興事業について、復興交付金として、国費1,970億円が投じられていた。

続いて2日目は午前中に石巻市、午後から女川町と視察を行った。石巻市では石巻市議会安倍太郎議長の挨拶があり、議会事務局議事調査係生出祐也氏の進行で研修が進められ、石巻市復興企画部理事大壁勇彦氏、復興推進課長山田伸晃氏より石巻市復興状況について、①石巻市の概要、②東日本震災の被害状況、③震災復興基本計画、④石巻市の復興事業と題して説明があった。

石巻市では死者3,188名、行方不明者414名、被災住家棟数、全壊20,044棟、半壊13,049棟、一部損壊23,615棟、最大避難者数50,758人(平成23年3月17日時点)、最大避難所数259箇所、災害がれき629万トン、がれき処理は平成26年3月完了されている。平成23年4月29日「石巻市震災復興基本方針」策定、平成23年6月24日「災害に強いまちづくり(基本構想)案を公表、平成23年8月22日復興基本計画図(案)公表、平成23年12月22日石巻市震災復興基本計画を策定され、災害に強いまちづくり、市民と協働のまちづくりを進めるためのアンケート調査を実施、住民との意見

交換会、復興事業説明会など被災者に寄り添った復興が成し遂げられていた。復旧・復興事業費総額、約1兆2,327億円が令和4年まで国費等で実施されている。

午後より女川町に移動して、女川町議会議長、佐藤良一氏の挨拶があり、総務課、公民連携室公民連携推進員、阿部遼磨氏の進行により、お互いの紹介を行い、総務課公民連携室長、青山貴博氏、係長小松桂子氏より町全体の復興まちづくりについて説明を受けた。室長、青山貴博氏から東日本大震災の状況として、震災時人口平成23年3月11日時点10,014人のうち死者・行方不明者827人、犠牲率8,3%。震災時の建物件数6,511棟うち全壊・流出4,316棟、その他被害1,241棟で被災率85,4%、被災率最大の自治体であった。女川町では女川町復興連絡協議会（FRK）が女川町の産業団体が中心となり、平成23年3月下旬から組織体の検討を重ねた結果、産業界以外の町民・団体も包括し、100年先の子供たちが誇れる町づくりを目指して、震災からわずか1か月で70名の会員を擁する民間任意団体「女川町復興連絡協議会（FRK）」が発足した。

特にこの会の在り方として際立った点は高橋商工会会長の設立総会での挨拶の中で「この町の復興には10年も20年もかかる。だから計画・企画・活動の中心は10年・20年後の責任世代である30代から40代の若い者に託す。託すからには『還暦以上は口出すな』のまちづくりで進めたい。還暦以上の者は若者世代の後方支援に尽力する。」と語られた。これがなければ今の女川町は無かったかもしれないと豪語された。FRK（商工会）と公民連携室の役割、「住み残る」・「住み戻る」・「住み来たる」のまちを目指して、民間側・行政側の「つなぎ役」の役割を担っている。行政・議会・町民・産業界の四輪駆動のまちづくりが現在も実施されており、区画整理など町の活性化が図られ、1000年に1回のまちづくりコンパクトシティが形成されていた。

考察。研修では活発な質疑応答があり、予定時間もオーバーする程の意見交換ができて参考となり、有意義な研修が出来た。2011年3月11日から12年が経ち、復旧・復興により、現在では3市町の災害発生時の状況は観ることは出来ないが、震災遺構や写真等により後世に伝えるため、努力されていることに感銘した。忘れることがないように教訓として、伝えることが大事ではないか、自然災害の発生が、ここ数年頻繁に世界中で起こっている。

また、日本では南海トラフ巨大地震、大型台風、大雨等も心配されている。他人事と思わず常に災害への備えには心掛けたいものである。最後に被災され亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、また、被災された方々の復興・復旧が一日でも早く、完全に終わることを願い、今回の視察でお世話になった仙台市・石巻市・女川町の益々のご発展を祈念し研修報告とする。以上。

○議長（立山秀喜君） 日程第4、「陳情の委員会付託について」です。

閉会中に受理した陳情は、お手元に配付しています。陳情書の写しのとおり、1件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで町長からの挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和5年第4回南関町議会定例会の開会において、令和4年度南関町一般会計ほか歳入歳出決算認定について、専決処分の報告及び承認を求めることについて、令和5年度補正予算案、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本年は、例年よりも6日ほど早く5月29日に梅雨入りし、7月25日に梅雨明けはしましたが、北部九州を中心に各県で線状降水帯が発生したため、大きな被害が出るとともに、8月9日に南関町にも最接近した台風6号でも、熊本県南部を中心に県内でも相次いだ被害が発生し、台風7号では、近畿・東海地方でも大きな被害が出たところであります。まずは、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復旧を願うところであります。

本町においては、梅雨時期の一日の最高雨量が225ミリ、6月末から7月上旬にかけて552ミリの雨量となり、100件を超える被災報告が提出され、現地踏査の結果、公共災11件、農災23件の計34件を県へ最終報告し、9月25日からの査定に向けた準備に取り掛かっているところであります。今後は、現在発生している台風も含め、本格的な秋の台風の時期となりますので、しっかりとした災害対策を図って参ります。皆様方におかれましても、災害に対する体制の強化や住民の皆様に対する啓発の強化にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

発生から3年半以上が経過した新型コロナウイルス感染症も既に感染症法上の取り扱いが2類から5類へ緩和され、元通りとは言えませんが、自由度が増したような新たな生活環境となっているところであります。しかし、町内においても少人数ではありますが、依然として感染者が発生しておりますので、引き続きの感染対策をお願いいたしますとともに、これまでは、65歳以上の方や特定疾患をお持ちの方を対象としていた6回目のワクチン接種も、9月20日からは、生後6か月以上のすべての方が対象となりますので、積極的な接種をお願いしたいと思います。

さて、現在の町の動きとしては、南関版コンパクトシティの中心となる役場新庁舎に引き続き整備を進めている「うから館の改修事業」については、既に、本のあるたまり場としての実施設計に着手しており、令和6年度の工事に向けて計画を進めて参ります。

また、教育課では8月から町内小学校の在り方に関する説明会を各小学校のPTAや小学校区ごとに開催しており、今後はアンケート調査の実施を行い、結果集約とその分析、考察等を進めることとしております。町の宝である「子どもたちの教育環境を今後どうしていくのか」について町民の皆様も含めた町全体で考えていく必要があると思っているところであります。

県内の企業立地等においては、国策の一つとして菊陽町に建設されている世界的な半導体企業であるTSMCや、その周辺地域に建設が計画されている企業の話が大きくなっております。南関町におきましては、現在、(株)熊本珪砂鉱業に民間主導で下坂下地域に約10haの工業団地を整備いただいております。新たな企業の進出等にも努めていきたいと考えております。また、今朝の有明新報の1面にも掲載されておりましたが、9月1日に

は、本年3月に立地協定を締結しておりました(株)カスケディア・トレーディングの九州拠点となる新工場の安全祈願祭が執り行われましたし、南関東部工業団地に立地いただいている(株)荏原製作所・熊本事業所も大型倉庫・駐車場の整備が既に完了し、大規模増設工事となるK3棟が、蒲島知事を立会人とした調印式と起工式も近日中に行われる計画であり、更なる雇用の創出や産業の振興に繋がるものとして、引き続き、町としてもできる限りの支援も続けていきたいと考えております。

次に、令和4年度の歳入決算額の状況の中で、町税収入額が1,339,645千円となり、初めて13億円を超えて、これまでの最高額となりました。コロナ禍や世界的な経済状況の悪化もある中で、町内外の各企業・事業所の皆様、町民の皆様のご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、更に町税収入額の増加を目指して参りたいと考えているところであります。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、令和4年度南関町財政健全化判断比率の状況についてが1件、専決処分報告及び承認を求めることについてが1件、南関町社会体育施設等設置及び管理等に關する条例の制定についてが1件、南関町手数料の特例に關する条例の一部を改正する条例の制定についてが1件、令和4年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてのほか各特別会計の歳入歳出決算認定についてが5件、令和4年度南関町下水道事業会計決算認定についてが1件、令和5年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが4件、物品売買契約の締結についてが1件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、総務課・消防施設費の「工事請負費」12,112千円、経済課・農業振興費の「有害鳥獣捕獲業務委託料」1,500千円、「有害鳥獣電気・金網防護柵設置補助金」2,397千円、建設課・道路維持費の「維持工事費」12,000千円、地域振興対策費「改良舗装工事」30,000千円など、98,723千円を追加し、一般会計の総額を6,309,031千円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げます。定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第5、報告第3号から日程第21、議案第56号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、報告第3号から日程第21、議案第56号までの議案を一括上程することに決定しました。

議案は、お手元に配付してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、ご確認ください。事務局長。

○議会事務局長（福山光明君） それでは、議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

日程第5 報告第3号 令和4年度南関町財政健全化判断比率の状況について

- 日程第 6 議案第 41 号 専決処分¹の報告及び承認を求めることについて
(令和 5 年度南関町一般会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 7 議案第 42 号 南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例の制定
について
- 日程第 8 議案第 43 号 南関町手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 9 議案第 44 号 令和 4 年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 45 号 令和 4 年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 46 号 令和 4 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 47 号 令和 4 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 48 号 令和 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 14 議案第 49 号 令和 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 50 号 令和 4 年度南関町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 16 議案第 51 号 令和 5 年度南関町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 17 議案第 52 号 令和 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 議案第 53 号 令和 5 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 19 議案第 54 号 令和 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 20 議案第 55 号 令和 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 21 議案第 56 号 物品売買契約の締結について

以上でございます。

○議長 (立山秀喜君) 配付漏れはありませんか。
[ありません] と呼ぶ者あり]

○議長 (立山秀喜君) 配付漏れなしと認めます。
それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。
担当職員は、順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長 (坂田浩之君) おはようございます。
報告第 3 号、令和 4 年度南関町財政健全化判断比率の状況について、ご説明申し上げます。

地方自治体の財政健全化に関する法律第 3 条により、地方公共団体の長は前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されているところでございます。

次のページをご覧ください。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準 15% に対

しまして、実質収支額が1億9,873万1,000円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めました実質収支額は、黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。また、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準25%に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の8.4%でございます。最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございますが、早期健全化基準、350%に対しまして、当町の将来負担比率は29.4%でございます。なお、監査委員の意見書は、添付のとおり、特に指摘すべき事項はないとのことでございます。以上、報告いたします。

続きまして、第41号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

令和5年度南関町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。南関町専決第6号、令和5年度南関町一般会計補正予算について。令和5年度南関町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり調製することとする。令和5年7月21日専決。内容につきましては、令和5年度南関町一般会計補正予算書（第4号）でご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,175万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,030万8,000円とするものです。2ページをお開きください。2ページは歳入についての補正額の一覧でございます。16款県支出金は1項県負担金に375万円を追加して、2億8,397万円とし、総額を4億7,635万3,000円とするものです。19款繰入金は1項基金繰入金に2,800万円を追加して、総額を2億8,407万1,000円とするものです。補正前の歳入合計、61億7,855万8,000円に、3,175万円を追加して、歳入合計を62億1,030万8,000円としております。3ページは歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は、2項徴税費に200万円を追加して、9,324万8,000円とし、総額を8億7,917万2,000円とするものです。3款民生費は3項災害救助費に500万円を追加して、総額を18億8,529万9,000円とするものです。7款土木費は2項道路橋梁費に6万6,000円を追加して、3億341万5,000円とし、総額を6億851万円とするものです。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に1,808万6,000円を追加して、1,808万8,000円とし、2項公共土木災害復旧費に668万5,000円を追加して、1億4,567万円とし、総額を1億6,375万8,000円とするものです。12款予備費は1項予備費から8万7,000円を減額し、総額を1,838万1,000円とするものです。補正前の歳出合計61億7,855万8,000円に、3,175万円を追加して、歳出合計を62億1,030万8,000円とし

ております。4 ページ、第2 表は債務負担行為の補正の追加でございます。社会体育施設等指定管理委託料の期間を令和6 年度から令和1 0 年度までとし、限度額を2 億5 0 0 万円とするものです。5 ページから6 ページまでは、歳入歳出予算、事項別明細書の総括表でございます。7 ページをお開きください。歳入についての説明でございます。1 6 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金1 6 節、災害弔慰金県負担金に3 7 5 万円を追加するものです。1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目1 節財政調基金繰入金に2, 8 0 0 万円を追加するものです。

8 ページをお開きください。歳出についての説明でございます。主なものを申し上げます。2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課徴収費の2 2 節償還金、利子及び割引料に過誤納金還付金として2 0 0 万円を追加しております。3 款民生費、3 項1 目災害復旧費、1 9 節扶助費に、災害弔慰金として5 0 0 万円を追加しております。1 0 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地等災害復旧費の1 2 節委託料に測量設計委託料として1, 0 0 8 万6, 0 0 0 円を追加し、1 8 節負担金、補助及び交付金に小災害復旧費補助金として8 0 0 万円を追加し、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目河川等災害復旧費の1 2 節委託料に測量設計委託料として6 6 8 万5, 0 0 0 円を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） おはようございます。

第4 2 号議案、南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由としまして、地方自治法第2 4 4 条の1 の規定により、南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例を制定するものでございます。内容といたしましては、既存の南関町農村広場の設置及び管理に関する条例、南関町B & G海洋センター条例、南関町ふれあい広場設置条例及び南関町農業就業改善センター設置及び管理に関する条例における社会体育施設等の休館日の見直しを行うとともに、指定管理者による管理規程を整備し、新たに南関町社会体育施設と設置及び管理等に関する条例として、包括的な条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。条文についてご説明いたします。南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例、第1 条で目的としまして、南関町社会体育施設等を設置し、その管理について必要な事項を定め、体育施設の適正な保全と利用促進及び施設等を活用した地域の振興・活性化、幼児から高齢者までのライフサイクルを通じ、町民の健康寿命を延ばす、スポーツ振興を図ることとしております。第2 条で名称及び位置を第3 条では管理について、第4 条で体育施設の休館日及び使用時間について明記をしており、別表1 において、休館日を月曜日から火曜日を休館日として変更しております。また、年末年始の休館については、全施設、1 2 月2 9 日から翌年の1 月3 日に統一し、あわせて、B & G海洋センターのプール休館日を1 0 月1 日から翌年5 月3 1 日までと変更しております。第5 条で教育委員会から使用の許可を受けることとし、第6 条で使用許可の取消

し等について、第7条では入館等の制限を設けており、第8条で使用料を、第9条で使用料の免除及び減免について明記し、第10条で使用料の返還を第11条で原状回復の義務について、第12条では物件を損傷し、または滅失したときの損害賠償について明記しております。次条からは、指定管理導入に伴い、指定管理に必要な事項について明記し、第13条で指定管理者による管理について、第14条では指定管理者の業務を第15条では利用料金について、第16条で委任についてであります。

附則としまして、施行期日を令和6年4月1日とし、旧条例の南関町農村広場の設置及び管理に関する条例等の廃止、経過措置を設けております。

以上で、南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例の制定に係る内容の説明を終わります。ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） おはようございます。

第43号議案、南関町手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。提案理由は、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービスを促進するとともに、国が進めているマイナンバーカードの取得の推進及び役場窓口での混雑緩和を図るためでございます。

次のページをお開きください。南関町手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例。南関町手数料の特例に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。内容につきましては、本則中、「同年9月30日」を「令和6年3月31日」に改めるもの。また、附則第2項中、「令和5年9月30日」を「令和6年3月31日」に改めるものでございます。附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 会計管理者。

○会計管理者（田中龍城君） おはようございます。

第44号議案、令和4年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから、第49号議案、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付さなければならないため、ご提案するものでございます。お手元にお配りしております。決算認定用説明資料の令和4年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書で、ご説明いたします。

最初に、説明資料の決算総括表をご覧ください。一般会計歳入歳出決算等、5件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の1番下の行の合計欄で、B列の歳入決算額は、103億1,822万1,517円。C列の歳出決算額は、100億745万384円。D列の差引残額は、3億1,077万1,133円となり、前年度に対しまして、687万1,342円、2.2%の増となっております。

まず、第44号議案、令和4年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、77億8,278万3,180円。B列の歳入決算額は、72億8,869万5,147円。C列の歳出決算額は、70億8,725万8,882円で、D列の差引残額は、2億143万6,265円となります。前年度に対しまして、4.8%の減となっております。F列の翌年度へ繰越すべき財源としての270万4,954円を差し引いた、G列の実質収支額は、1億9,873万1,311円です。同額を純繰越金として、令和5年度に繰越しており、前年度と比較しますと、845万9,888円、4.1%の減となっております。また、E列の翌年度繰越額としましては、2億8,584万9,094円で、主なものとしまして、道路新設改良事業、農地等災害復旧事業、河川等災害復旧事業等でございます。また、不納欠損額は、75万8,853円で、その内訳としまして、町税が75万8,853円となっております。

続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページをご説明申し上げます。

まず、1ページから3ページの歳入につきましてですが、3ページの1番下段の歳入合計欄の収入済額72億8,869万5,147円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず、2ページ中段、11款地方交付税、22億5,492万5,000円、30.9%。1ページ上段、1款町税、13億3,964万5,412円、18.4%。2ページ下段、15款国庫支出金、11億8,580万7,726円、16.3%。同じく、2ページ下段、16款県支出金、9億4,929万8,237円、12.9%となっております。

4ページから6ページまでの歳出につきましてですが、6ページの歳出合計欄の支出済額70億8,725万8,882円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、4ページの中段、3款民生費、18億6,425万5,248円、26.3%。同じく、4ページ上段、2款総務費、9億8,650万7,044円、13.9%。5ページ下段、11款公債費、7億9,709万1,666円、11.2%。同じく、5ページ下段、10款、災害復旧費、6億3,693万1,434円、9.0%となっております。前年度と比較しますと、歳入が11億8,907万3,966円、14.0%の減。歳出が11億7,893万1,185円、14.3%の減となっております。歳入では、臨時的収入等の主なものとして、16ページをお開きください。中段の15款、国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、2億3,178万円を収入しております。

○議長（立山秀喜君） 説明の途中ですが、10分間休憩をとります。

—————○—————
休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。会計管理者。

○会計管理者（田中龍城君） 25 ページの下段をお願いします。

18 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、1 節一般寄附金に、ふるさと南関応援寄附金として、1 億4,146 万9,000 円を収入しております。次に、31 ページの上段をお願いします。22 款町債、1 項町債、6 目消防債の事故繰越分、1 節消防施設整備事業債として、2 億6,320 万円を収入しております。これは、防災行政無線のデジタル化に伴うものです。また、令和3年度の歳入と比較して、減少した、主なものとしては、災害復旧費、国庫負担金の繰越明許分として、公共土木施設災害復旧費、国庫負担金が、2 億1,922 万9,000 円。民生費、国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金、1 億1,880 万円。繰入金の庁舎等建設基金繰入金、1 億2,516 万3,367 円。町債の調査、庁舎等建設事業債が、8 億9,800 万円となっております。歳出では、臨時的支出等の主なものとしては、53 ページの上段をお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉費、18 節負担金、補助及び交付金に電力ガス、食料品等等価格高騰緊急支援給付金として、6,645 万円を支出しております。次に、77 ページの上段をお願いします。6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、18 節負担金補助及び交付金になんかんとッパ商品券交付金として、8,829 万3,000 円を支出しております。また、87 ページの下段をお願いします。8 款消防費、1 項消防費、5 目防災管理費の事故繰越分。14 節、工事請負費として、施設整備工事、2 億5,498 万7,700 円を支出しております。これは、防災行政無線のデジタル化に伴うものです。歳出の減少した主なものにつきましては、庁舎建設費が1 億8,884 万6,083 円、子育て世帯への臨時特別給付金が1 億1,870 万円、公共土木施設災害復旧費は、2 億9 19 万6,032 円となっております。

続きまして、決算総括表をご覧ください。次に、第45号議案、令和4年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は、14 億988 万円。B列の歳入決算額は、13 億3,332 万5,733 円。C列の歳出決算額は、12 億7,952 万5,947 円で、D列の差引残額は、5,379 万9,786 円となり、同額を繰越金として、令和5年度に繰越しており、前年度と比較しまして、534 万4,945 円、9.0%の減となっております。また、不納欠損額は、国民健康保険税、1 億81万348 円となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから3ページをご説明申し上げます。まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額13 億3,332 万5,733 円の構成比率は、大きい順に、5 款県支出金、9 億7,936 万7,909 円、73.5%。1 款国民健康保険税、1 億8,357 万7,700 円、13.8%。7 款繰入金、1 億1 89 万8,048 円、7.6%等でございます。前年度との比較では、5 款県支出金、及び1 款国民健康保険税の減等によりまして、1 億4,133 万5,247 円、9.6%の減となっております。2ページから3ページの歳出につきまして、3ページの歳出合計欄の支出済額12 億7,952 万5,947 円の構成比率につきましては、大きい順に、2ページ2 款保険給付費、9 億4,245 万2,086 円、73.7%。3 款国民健康保険事業費納付

金、3億1,426万9,271円、24.6%となっており、前年度との比較では、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金の減等によりまして、1億3,599万302円、9.6%の減となっております。

続きまして、決算総括表をご覧ください。次に、第46号議案、令和4年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、677万8,000円、B列の歳入決算額は、633万7,823円、C列の歳出決算額も、633万円7,823円の同額となり、D列の差引残額は、0となります。繰越額はございません。

続きまして、簡易水道特別会計決算書の1ページから3ページをご説明申し上げます。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額633万7,823円の構成比率につきましては、5款繰入金485万9,363円、76.7%。2款使用料及び手数料、147万8,440円、23.3%となっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額633万7,823円の構成比率につきましては、1款総務費、451万6,993円、71.3%。3款公債費182万830円、28.7%でございます。前年度と比較しますと、歳入では、5款1項一般会計繰入金の減と、歳出では、1款総務費、1項総務管理費の減等により、歳入歳出それぞれ148万2,302円、19%の減となっております。

続きまして、決算総括表をご覧ください。次に、47号議案、令和4年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、14億2,021万4,000円。B列、歳入決算額は、14億2,063万6,517円。C列、歳出決算額は、13億6,570万9,067円で、D列の差引残額は、5,492万7,450円となり、同額を繰越金として、令和5年度に繰越しており、前年度と比較しますと、2,242万3,068円、69%の増となっております。不納欠損額は、介護保険料の58万1,280円となっております。

続きまして、介護保険特別会計決算書の1ページから5ページをご説明申し上げます。まず、1ページから2ページの歳入につきまして、2ページ、歳入合計欄の収入済額14億2,063万6,517円の構成比率につきましては、大きい順に、ページの上段、3款国庫支出金、3億9,817万3,354円、28.0%。4款支払基金交付金、3億5,995万4,000円、25.3%。1款保険料、2億2,735万5,345円、16.0%等となっております。前年度と比較しますと、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、及び7款繰入金、1項一般会計繰入金の減等によりまして、173万6,081円、0.1%の減となっております。3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額13億6,570万9,067円の構成比率につきましては、2款保険給付費、12億7,835万780円、93.6%。4款地域支援事業費、6,940万380円、5.1%等となっております。前年度と比較しますと、2款介護給付費、1項介護サービス等諸費の減、及び6項、特定入所者介護サービス費等の減によりまして、2,415万9,149円、1.7%の減となっております。

続きまして、決算総括表をご覧ください。次に、第48号議案、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業、特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のAです。歳入歳出予算額は、1億2,018万3,000円。B列歳入決算額は、1億1,635万1,744円。C列、歳出決算額も、1億1,635万1,744円の同額となり、D列の差引残額は、0となります。繰越額はございません。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計の決算書の1ページから3ページをご説明申し上げます。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億1,635万1,744円の構成比率につきましては、大きい順に、5款繰入金、4,500万3,455円、38.7%。2款使用料及び手数料、3,550万3,350円、30.5%。8款町債、2,150万円、18.5%となっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億1,635万1,744円の構成比率につきましては、大きい順に、1款総務費、5,220万5,571円、44.9%。2款事業費、3,656万4,506円、31.4%。3款公債費、2,758万1,667円、23.7%でございます。前年度と比較しますと、歳入では、3款国庫支出金の1項国庫補助金及び5款繰入金の、1項一般会計繰入金の増により、また歳出では、2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費の増等によりまして、歳入歳出それぞれ623万997円、5.7%増となっております。

続きまして、決算総括表をご覧ください。次に、第49号議案、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、1億6,384万2,000円。B列歳入決算額は、1億5,287万4,553円。C列、歳出決算額は、1億5,226万6,921円で、D列の差引残額は、60万7,632円となり、同額を繰越金として、令和5年度に繰越しており、前年度と比較しますと、6万4,000円、9.5%の減となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページをご説明申し上げます。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億5,287万4,553円の構成比率につきましては、1款後期高齢者医療保険料、9,711万6,500円、63.5%。3款繰入金、5,497万7,021円、36.0%となっております。前年度と比較しますと、1款後期高齢者医療保険料の増等によりまして、1,349万1,452円、9.7%の増となっております。2ページの歳入につきまして、歳出合計欄の支出済額1億5,226万6,921円の構成比率につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1億5,195万8,300円、99.8%。1款総務費17万3,421円、0.1%となっており、前年度と比較しまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金の被保険者保険料負担金の増によりまして、1,355万5,452円、9.8%の増となっております。

以上、44号議案から49号議案までの説明を行いました。地方自治地方第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要施策説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第50号議案、令和4年度南関町下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法、第30条第4項の規定により、令和4年度南関町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を添えて、議会の認定に付すものでございます。

まず、決算の説明の前に、事業の概要についてご説明いたします。決算書の12ページ、決算書附属書類をお願いいたします。令和4年度南関町下水道事業報告書でございます。

1、概要1（1）総括事項。自営業状況についてのご説明をいたします。令和4年度の業務量につきましては、使用戸数636戸。前年度に比べまして、17戸、2.75%の増加となっております。行政人口に対する下水道の普及率は17.4%で、処理区域内の水洗化率は66.0%となっております。年間総排出量は、23万5,113立米で、前年度に比べ1万8,330立米の減少となっております。

続きまして、工事状況でございます。令和4年度の公共下水道施設整備工事につきましては、事業費512万5,787円で、環境築造工事1件、公共枘設置工事1件を行いました。

続きまして、財政状況でございます。収益的収支につきましては、総事業収益、1億5,202万4,241円に対しまして、総事業費用1億4,284万1,340円となり、収支させる差引きは918万2,901円の純利益を計上しております。一方資本的収支につきましては、資本的収入2,357万円に対しまして、資本的支出は6,004万3,529円で、3,647万3,529円の不足が生じましたが、引継ぎ金663万22円と過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、4万1,209円と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額47万2,345円及び過年度分損益勘定流用禁止、留保資金2,932万9,953円で補填をしております。

次に、（2）、経営に関する事項でございます。令和4年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は106.2%となりました。昨年度からの経営改善が見られ、健全経営の水準とされる100%を上回ることができました。今後の事業経営につきましては、基本である経営戦略に基づき、一層の経費節減や事業の効率化を図り、業務の改善に努めてまいります。

それでは、決算の内容についてご説明いたしますので、戻ります。1ページをお願いいたします。令和4年度南関町下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出でございます。まず収入でございます。第1款下水道事業収益は、決算額1億5,521万1,207円、執行率106.4%でございます。内訳としまして、第1項経営収益は決算額3,541万6,563円、執行率95.6%でございます。第2項営業外収益は決算額1億1,948万8,044円、執行率110.1%でございます。第3項特別利益は決算額30万6,600円、執行率100.2%でございます。2ページをお願いいたします。支出でございます。

第1款下水道事業費用は、決算額1億4,555万5,961円、執行率96.2%でございます。内訳としまして、第1項営業費用は決算額1億3,702万9,021円、執行率96.8%でございます。不用額は455万2,699円でございます。第2項営業外費用は、決算額852万6,940円、執行率96%でございます。不用額は35万1,820円でございます。第3項特別損失は、決算額0円で不用額は、1万9,280円でございます。第4項予備費は決算額0円で、不用額は76万240円でございます。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございます。第1款資本的収入は決算額2,357万円、執行率68.3%でございます。内訳としまして、第1項企業債はございません。第2項他会計出資金は決算額2,000万円、執行率64.9%でございます。第3項他会計補助金はございません。第4項、他会計借入金もございません。第5項補助金は決算額175万円、執行率100%でございます。第6項、負担金等は決算額182万円、執行率100%でございます。第7款基金繰入金収入はございません。第8項固定資産売却代金はございません。第9項長期貸付金返還金はございません。4ページをお願いいたします。第1款資本的支出は決算6,004万3,529円、執行率99.6%でございます。内訳としまして、第1項建設改良費は決算額、876万5,787円、執行率97.6%でございます。不用額は21万9,213円でございます。第2項固定資産購入費はございません。第3項企業債償還金は決算額5,127万7,742円、執行率99.9%でございます。不用額は258円でございます。第4項他会計借入金償還金はございません。第5項長期貸付金もございません。第6項予備費はございません。

5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。下から4行目を御覧ください。令和4年度は918万2,901円の純利益となりました。7ページをお願いいたします。令和4年度南関町下水道事業欠損金処理計画書案でございます。未処理欠損金4,586万7,282円は、次年度へ繰り越すものでございます。8ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部、最下段をお願いいたします。資産合計19億5,540万1,072円でございます。9ページをお願いいたします。負債の部、最下段をお願いいたします。負債合計15億4,365万4,467円でございます。10ページをお願いいたします。資本の部、最下段をお願いいたします。資本債合計は19億5,540万1,072円でございます。

以上で、南関町下水道事業会計の決算の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第51号議案、令和5年度南関町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,872万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億903万1,000円とするものです。2ページをお開きください。歳入でございます。10款1項と、地方特例交

付金に131万2,000円を追加して、631万2,000円とするものです。11款1項地方交付税に1億583万7,000円を追加して、22億1,083万7,000円とするものです。13款分担金及び負担金は1項分担金に6万6,000円を追加して、24万7,000円とし、予算総額を2,940万3,000円とするものです。15款国庫支出金は2項国庫補助金に48万3,000円を追加して、3億2,425万4,000円とし、予算総額を9億1,334万6,000円とするものです。16款県支出金は、1項県負担金に36万1,000円を追加して、2億8,433万1,000円とし、2項県補助金に1,381万3,000円を追加して1億8,831万3,000円とし、3項県委託金から2万8,000円を減額して、1,785万5,000円とし、予算総額を4億9,049万9,000円とするものです。19款繰入金は1項基金繰入金から1億6,300万円を減額して、1億2,107万1,000円とするものです。20款1項繰越金に9,873万1,000円を追加して1億9,873万1,000円とするものです。21款諸収入は4項雑入に、195万8,000円を追加して、1,553万円とし、予算総額を3,724万3,000円とするものです。22款1項、町債は581万円を減額して4億2,829万円とするものです。歳入合計は補正前の62億1,030万8,000円に、補正額9,872万3,000円を追加して、63億903万1,000円としております。3ページをお願いします。歳出でございます。2款総務費は1項総務管理費から606万9,000円を減額して、7億1,979万9,000円とし、2項徴税費に474万8,000円を追加して、9,799万6,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に657万円を追加して、4,879万6,000円とし、4項選挙費に2万6,000円を追加して、1,128万5,000円とし、5項統計調査費から2万8,000円を減額して、519万1,000円とし、予算総額を8億8,441万9,000円とするものです。3款民生費は1項社会福祉費に961万9,000円を追加して、13億7,128万8,000円とし、2項児童福祉費に205万円を追加して、5億2,068万円とし、予算総額を18億9,696万8,000円とするものです。4款衛生費は1項保健衛生費に1,184万9,000円を追加して、3億636万1,000円とし、予算総額を5億5,477万円とするものです。5款農林水産業費は、1項農業費に803万5,000円を追加して2億5,610万1,000円とし、予算総額を2億7,910万5,000円とするものです。6款1項商工費に13万円を追加して、2億290万円とするものです。7款土木費は、2項道路橋梁費に4,200万円を追加して、3億4,541万5,000円とし、3項河川費に3万円を追加して、3,453万8,000円とし、4項住宅費に99万4,000円を追加して、6,140万6,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に74万5,000円を追加して、4,627万5,000円とし、予算総額を6億5,227万9,000円とするものです。8款1項消防費に1,312万8,000円を追加して、3億1,022万8,000円とするものです。9款教育費は、1項教育総務費に351万5,000円を追加して、7,838万7,000円とし、2項小学校費に34万9,000円を追加して、1億5,239万3,000円とし、4項社会教育費から238万4,000円を減額して1億635万円とし、5項保健体育費に217万8,0

00円を追加して、1億993万4,000円とし、予算総額を4億9,398万3,000円とするものです。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に97万6,000円を追加して、1,906万4,000円とし、予算総額を1億6,473万4,000円とするものです。12款1項予備費から8,000円を減額して、1,837万3,000円とするものです。歳出合計は補正前の62億1,030万8,000円に、補正額9,872万3,000円を追加して、63億903万1,000円としております。

○議長（立山秀喜君） 説明の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） それでは引き続き説明を申し上げます。

5ページから説明を申し上げます。5ページ第2表は地方債の補正の変更でございます。補正後の限度額を申し上げます。消防防災施設整備事業の限度額を4,320万円とし、臨時財政対策の限度額を2,209万円とするものです。

ページをお開きください。6ページと7ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入の内訳でございます。主なものについてご説明いたします。上段の10款1項1目1節地方特例交付金として、131万2,000円を追加するものです。11款1項1目1節地方交付税に普通交付税として、1億5,083万7,000円を追加するものです。9ページになります。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の1節社会福祉費県補助金に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、948万9,000円を追加し、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金に農産業漁村地域整備交付金として、391万1,000円を追加するものです。19款繰入金、1項基金繰入金は1目1節財政調整基金繰入金から、1億9,300万円を減額し、9目1節地域振興対策基金繰入金に3,000万円を追加するものです。20款1項1目1節繰越金は、純繰越金として、9,873万1,000円を追加するものです。10ページになります。21款諸収入、4項雑入、1目1節過年度収入は、令和4年度各種負担金の精算として195万8,000円を追加するものです。22款1項町債、6目消防債、1節消防施設整備事業債に、消防防災施設整備事業債として、1,210万円を追加し、11目1節、臨時財政対策債から1,791万円を減額するものです。

11ページをお願いします。歳出の内訳でございます。それぞれ2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費関係は、異動などに伴うものでございます。それ以外の主なものについてご説明いたします。中段になります。2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費の22節償還金、利子及び割引料に過誤納金還付金として、470万円を追加しております。13ページをお願いします。上段になります。3款民生費、1項社会福祉費、12

目介護保険費、18節負担金、補助及び交付金に介護基盤整備事業補助金として、948万9,000円を追加しております。14ページ下段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、22節償還金、利子及び割引料に令和4年度分精算として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助金返還金として1,098万円を追加しております。15ページの上段になります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料に有害鳥獣捕獲業務委託料として、150万円を追加し、18節負担金、補助及び交付金に有害鳥獣電気・金網防護柵設置補助金として、239万7,000円を追加し、4目農地費、12節委託料に、農業用ため池ハザードマップパネル作成業務委託料として、392万7,000円を追加しております。下段になります。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節工事請負費に災害対応分の維持工事として、1,200万円を追加し、3目道路新設改良費、14節工事請負費に町道与那米田鬼王線の改良舗装工事として3,000万円を追加しております。16ページ、下段になります。8款1項消防費、3目消防施設費、14節工事請負費に物価高騰による防火水槽4基分の設置工事費不足分として、1,211万2,000円を追加しております。17ページ上段になります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料に小学校の在り方に関するアンケート集計業務委託料として111万1,000円を追加しております。18ページ中段になります。9款教育費、5項保健体育費、3目海洋センター施設費、10節需用費に修繕費として、79万3,000円を追加し、4目ふれあい広場費、10節需用費に修繕費として、56万円を追加しております。こちらはいずれも指定管理者に移行する前の施設修理に関する予算でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 第52号議案、令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,414万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,553万4,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。5款県支出金は1項県負担金補助金に35万円を追加し、10億9,137万円とするものでございます。8款繰越金は1項繰越金に2,379万9,000円を追加し、5,379万9,000円とするものでございます。歳入総額、歳入合計は補正前の14億1,138万5,000円に補正額2,414万9,000円を追加し、14億3,553万4,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございます。5款保健事業費は、2項保健事業費に35万円を追加し、1,321万3,000円とし、総額を2,264万3,000円とするものでございます。10款予備費は1項予備費に2,379万9,000円を追加し、5,238万4,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の14億1,138万5,000円に補正額2,414万9,000円を追加し、14億3,553万4,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細

書の総括表でございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。5款県支出金、1項1目保険給付費交付金に35万円を追加するもので、特別交付金として、保険者努力支援事業分が交付されるものでございます。8款繰越金、1項2目繰越金に2,379万9,000円を追加するもので、確定による前年度からの繰越金でございます。7ページをお願いいたします。歳出の予算内容説明でございます。5款保健事業費、2項1目保健衛生普及費、1節報酬に16万8,000円の追加、4節共済費に14万2,000円の追加、8節旅費に4万円の追加は、国保会計年度任用職員の人件費分でございます。10款予備費、1項1目予備費に2,379万9,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） 第53号議案、令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,588万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,095万5,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。1款繰越金は1項一般会計繰越金に80万7,000円を追加して、2億1,244万9,000円とし、総額2億2,344万9,000円とするものでございます。8款繰越金は1項繰越金に4,492万7,000円を追加し、5,492万7,000円とするものでございます。9款諸収入は、3項雑入に14万8,000円を追加して、24万5,000円とし、総額433万2,000円とするものでございます。歳入の合計は補正前の14億1,507万3,000円に、補正額4,588万2,000円を追加して、14億6,095万5,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。1款総務費は、1項総務管理費に2,000円を追加して、11万7,000円4,000円とし、3項介護認定審査会費に80万5,000円を追加し、1,770万9,000円とし、1,777万9,000円とし、総額1,939万5,000円とするものでございます。2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費を3万円を減額し、4項高額者介護サービス等費3万円を追加するものでございます。総額13億2,296万6,000円で、変更はございません。4款地域支援事業費は、3項包括的支援事業・任意事業費を4万9,000円減額し、4項居宅介護支援事業費、4万9,000円を追加するものでございます。総額6,910万5,000円で、変更はございません。6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金を、1,572万5,000円を追加し、1,587万6,000円とするものでございます。8款予備費は1項予備費に2,935万円を追加し、3,361万1,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の14億1,507万3,000円に、補正額4,588万2,000円を追加して、14億6,095万5,000円とするものでございます。4ページ5ページは歳入歳出補正予算事項別説明書の総括表でございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。7款繰越金、1項5目1節一般会計繰入金に80万

7,000円を追加するもので、これは、総務費増額に伴う繰入れでございます。8款1項1目1節繰越金に4,492万7,000円を追加するもので、これは、決算見込みによるものでございます。9款諸収入、3項雑入、2目1節過年度収入に14万8,000円を追加するもので、これは地域支援事業費支援交付金の前年度精算分になります。

7ページ、8ページが歳出の内容説明でございます。主なものを説明いたします。7ページをお願いいたします。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、12節委託料に59万9,000円を追加するものでございます。これは認定介護認定調査件数の増加に伴うものでございます。8ページをお願いいたします。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、22節償還金、利子及び割引料に1,572万5,000円を追加するものです。これは、介護給付費国庫負担金986万8,000円をはじめ、介護給付費県費負担金、地域支援事業国庫及び県交付金、介護給付費交付金の返還金でございます。8款1項1目予備費に2,935万を増額するものでございます。これは、歳入予算と歳出予算の総額を合わせるためのものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第54号議案、令和4年度、令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出の総額にそれぞれ74万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,911万9,000円とするものでございます。2ページをお開きください。5款繰入金は1項一般会計繰入金に74万5,000円を追加して、4,627万5,000円とし、歳入総額を1億5,911万9,000円とするものでございます。3ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費に74万5,000円を追加して、5,632万1,000円とし、歳出総額を1億5,911万9,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。6ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に74万5,000円を追加するものでございます。7ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に74万5,000円を追加し、5,632万1,000円とするものでございます。これは、浄化槽ブロワー本体及び附属品の修理費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 第55号議案、令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,910万3,000円とするものでございます。2ページをお願いい

たします。歳入についての補正額一覧でございます。4款繰越金は1項繰越金に60万6,000円を追加し、60万7,000円とするものでございます。歳入合計は、補正前の1億5,849万7,000円に、補正額60万6,000円を追加し、1億5,910万3,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。4款予備費は1項予備費に60万6,000円を追加し、61万1,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の1億5,849万7,000円に、補正額60万6,000円を追加し、1億5,910万3,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。4款1項1目繰越金に60万6,000円を追加するもので、確定による前年度からの繰越金でございます。7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。4款1項1目予備費に60万6,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第56号議案、物品売買契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由としましては、予定価格が700万以上の財産の取得、取得については、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決、議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。それでは内容の説明をいたします。契約の目的、デスクトップパソコン（40台）一式を購入するもので、納入場所、南関町役場。入札の方法、見積競争入札。契約金額828万3,000円。契約の相手、福岡県大牟田市不知火町1丁目3-10、株式会社有明ねっこむ、代表取締役、納富和由紀。納期、令和5年12月28日でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上で、提案理由の説明を終了します。

○議長（立山秀喜君） 日程第22、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（山口純子君） こんにちは。10番議員の山口です。ただ今より、先に通告してました一般質問を行います。

学校給食の役割と今後についてでございます。現在、当町でも、学校給食補助金2,000円を行っており、保護者負担軽減は大いに歓迎するものであります。しかし、近年、無料化自治体も出ており、賛否を呼んでいるところでございます。先月8月30日の熊日では、「宇城市の無償化スタート」って、大きく記事が載っておりました。今回私の質問提案は、学校給食を考えることで、飽食の時代、共働き世帯の増加と言われる今日、子どもたちの成長に関する食が充実するかを課題として持っております。以前と比べ、家族の形態、働き方、子育てが随分変化しました。そのような中、社会全体で考えた場合、子ど

もたちに必要、そして、過不足のない食を子どもたちが取っているのか、心配な部分もあります。共働き世帯が増えたことで、家族の食生活もかなり変化してきたと思います。そのような中、学校給食の役割は大変大きく、子どもたちの食を、全体で考える位置づけにあると思います。地産地消、バランスのとれた栄養素や量、また、子どもたちへのアンケートをとることにより、実態把握と対策等、南関町の子どもたちに、給食を豊かな食生活に日常、できないかと考えております。私の要望を申し上げますと、無償化に向かってもらってもいいですけど、充実した、質、量、栄養素のバランス等です。確かに財源確保は大切だと思いますが、私は、学校給食に大いに期待して、次の質問をさせていただきます。

1番としまして、「今の給食補助額と給食を無償化した場合の金額」を尋ねます。

2番としまして、「給食に関する子どもたちへのアンケートの実施」を尋ねます。

3番は、「各市町村での給食の違いもあると考えられますが、他市町村の学校給食の視察等実施ができるかを尋ねます。

4番目としまして、「アレルギーの子どもたちの対応はどうしているのか」を尋ねます。

5番としまして、「給食の量の過不足の対応はあるか」を尋ねます。

6番としまして、「給食内容について、全国、県、市町村の情報は周知されているのか、また、情報交換あるのか」を尋ねます。

後の質問は、自席にて行います。

○議長（立山秀喜君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 10番山口純子議員の「学校給食の役割と今後について」の質問にお答えいたします。義務教育段階での教育の充実を図るためには、どのような家庭環境にあっても、基本的な生活習慣をしっかりと身に付け、教科の基礎・基本から道徳心や人間関係づくりなどの学びを土台に、自らの可能性を最大限に伸ばしながら成長し、未来の南関町を支える人材になってほしいと考えています。また、学校給食の役割として本県では、「食育」を生きる上での基本であって、「知、徳、体」の基盤となるべきものと位置付けており、学校教育の中では、食に関する正しい知識の習得から、実践的な態度の育成を図る場が学校給食であり、「食育」推進の大切な役割を担っております。このような中で、子育て世代の経済的な重圧感を軽減するための施策として、「住んでよかったプロジェクト推進事業」に取り組み、県内では先進的に平成23年度より小中学校の給食費を月額2,000円補助し、平成28年度より町外の小中学校等へ通学する児童、生徒に対しても補助を拡充しております。その他、高校生までの医療費を助成することも医療費助成金や小・中・高校への入学時に5万円を支給する関所っ子応援金、子どもインフルエンザ予防接種助成金など、総合的な子育て支援策に取り組んでおります。今後も、子育てに関わる様々な環境整備も含めて、地元で愛着を持ち、地元を支える、人材の育成に向け町としてできる限りの施策に取り組む所存であります。

以上、お答えいたしまして、個別質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長（谷口慶志郎君） 10番山口純子議員の「学校給食の役割と今後について」の「1今の給食費補助額と、給食を無償化した場合の額を尋ねる。」についてお答えします。

今の給食費の補助額は、月額 小・中学校児童生徒一人当たり2千円となっており、小中学校児童生徒全員分の年間補助額は、1, 240万円程になります。給食費を無償化した場合の額については、一食当たりの単価が小学生250円、中学生280円で、本年度の給食回数、小学校185回、中学校184回で計算した場合、2, 700万円程となります。

次に「2 給食に関する保護者、子どもたちへのアンケートの実施を尋ねる。」についてお答えします。現在、教育委員会では、保護者、子供たちに対して学校給食に関するアンケート調査は実施していませんが、年6回開催の学校給食委員会で学校給食担当の先生から給食時の子供たちの様子や献立に関する意見、要望等を聞いています。また、栄養教諭が給食時間に学校を訪問し、子どもたちから直接話を聞く機会を設けています。更に、子供たちの給食センター見学や新入生の保護者等を対象にした給食の試食会の実施は、子どもたちや保護者の思い、意見などの声を聞く機会にもなっています。

次に「3 各市町村での給食の違いもあると考えられますが、他市町の学校給食の視察等が実施できるかを尋ねる。」についてお答えします。現状としては、給食センターの稼働時期はどこも同じであるため、給食センター職員が視察に出向くことは難しい状況にあります。他市町の状況や研修等については、管内では定期的に各市町村との研修を始め、栄養教諭の研修会、学校給食研究大会の県大会や全国大会等に参加して協議を行い、現場視察と同等の情報交換やその共有に努められています。調理員参加の研修では、実際の調理現場を見る機会がありますが参加人数は限られると聞いています。

次に「4 アレルギーの子どもたちへの対応はどうしているかを尋ねる。」についてお答えします。現在、給食センターの食物アレルギー対応は、「南関町立小・中学校における食物アレルギー対応指針」に基づいて、教育委員会からの個別対応の通知書により、栄養教諭が個人ごと、アレルギー原因物資ごとに対応を工夫しています。具体的には、献立ができた時点で、原因物資となる食材をチェックし、該当物資に印をつけた献立表を家族に確認してもらい、確認頂いた上で、除去できるものは除去して提供します。除去できないものは家庭に連絡し、代替食を持参して頂くようお願いをします。なお、献立作成の際には、できるだけアレルギー原因物資を使用しないように心がけていると聞いています。

次に「5 給食の量の過不足の対応はあるかを尋ねる。」についてお答えします。

まず、給食1食分は、学校給食法に規定されている学校給食実施基準に基づき、「児童生徒1人1回あたりの学校給食摂取基準」(必要カロリー等)を満たすよう配慮し、多様な食品を組み合わせて作られていることをご理解ください。そういう中で、学校給食では、好き嫌いをなく食べることや残さないように食べることを大切にしながらも、個々の子ども食の大小等に応じた配膳も工夫され、おかわりについてもある程度弾力的な対応がなされております。

最後に「6 給食内容について、全国、県、市町村の情報は周知されているか、また情報交換等あるかを尋ねる。」についてお答えします。

管内での情報のやり取りは活発に行っており、情報交換もできています。県や学校

給食会等から研修会資料や報告書による情報は把握できていますが、県内での研修参加による情報収集や意見交換など、実際の給食内容については限られたものになっているようです。また、全国については、県から情報が届く程度であり、情報交換の機会は少ないと聞いています。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えします。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） 今お答えいただきました、財源は1食が小学校が250円、中学校が280円となっていて、2,700万円の負担がありますけど、この前私は試食をしてきたんです。給食センターに行きまして、そして詳細に聞いたり栄養士さんはちょっと留守でしたけど、話を聞きましたが、今高騰化しておりますね、もう非常に物価も。それで職員のいろいろ、3,100万ほどいるということですよ、人件費とか。そういう補助はまた、食品の値上がりとかは考えられていますか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 物資の値上がりっていう部分では、給食物資も同じように値上がりしている状況でございます。そういう上で、給食費の値上げっていう部分では、給食センターの運営委員会っていうのを年間3回ほど開催しております、その物資の高騰についての協議もしておりますけど、現時点では、給食センターの運営委員会の意見としては、値上げまでする必要はないというところで、現在の対応のままで進んでいるところでございます。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） ちょうど私が行ったときの給食がカレーだったんですよ。御飯も本当に炊飯器が変わってとてもおいしくいただきまして、量も十分ありました。中学サイズですか、ちょっといただきましたけどカロリーとか計算して、栄養士の方も物すごい今は勉強されてまして、地産地消じゃないけど、量も本当私、満足しました。そのように皆様方も今月から1年生が徐々に試食ですかね、そういうことが行われますからその内容を、私は本当に行ってよかったなと感じております。補助額も2,000円もいただいて、子どもたちの栄養面を、本当に大切な1食と思うんですよ、給食では。家庭では、いろんな今、忙しいために、お母さん方も、もう完全に家で補うということではできませんけど、ちゃんとした基本でされておりますから、少しは安心しております。

それで、2番のアンケートが重要だと思いますけど。いろいろの残菜とかが出ますよね、給食で。そのときに私がお尋ねしたのが、子どもたちに試食のときにいろいろされておりますけど、南関町の子どもたちが、どういうのが好きなのかとか、残菜がなくなるように対策するためには、アンケートが1番、アンケートていうか聞き取りですよ。何が、野菜か肉か魚かぐらいに、給食としては米飯給食が4回、パン給食が1回となっておりますけど、そういうときの季節によって暑い時期は食べない。とかいろいろありますけど、そういうのは把握されていますかね、残菜。ここは献立のことだから、ちょっと前後しますけ

ど。そういうことを、お願いします。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 残菜については、把握をしているというところで、実際に残ったものは食缶に入れて、センターのほうに届きますので、最終的には栄養教諭のほうがで、残った物の量がどれくらいあるかっていうのは把握しているようです。それに合わせて各学校の、何か特徴みたいなのも状況としては、やっぱり違いが出てきているというところで、把握はしているようです。そういうものも含めて、残菜が多いとなると、やっぱり献立の工夫といいますか、食材としては、どんな工夫をしたら食べられるかというところで、やっぱり食材はいろんな種類が豊富な部分が大事というところで、残ったから、もうその食材は使わないということじゃなくて、より子どもたちが食べやすいような献立の工夫といいますか、そういうところを研究して、献立に工夫して取り入れているようです。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） 私もお聞きしましたけど、12人の今調理師さんがいらっしやって、いろんな研究をされていらっしやるそうですけど、教育長は御存じですかね、給食センターの食事は。後で聞きますけど、ちょっとそれは先生の時代のことをお聞きします。本当に今一生懸命調理された人たちとか、献立も栄養士さんも本当に考えてメニューもいただきましたけど、南関そうめん、南関あげなど、非常に工夫されてると思います。量も足りないという人もおったと思いますけど、何か麦御飯とかいろんな献立表が、これはすばらしいことだから町民の皆様にもお示しされたらいいと思いますけど、この献立、立派な食事ですよ。ちょっとそれは私の思いです。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、献立表を地域の皆様方にも配布するという、そういうご提案ですね。栄養士のほうがしっかり工夫して作っておりますので。そういう、配布する機会といいますか、こういう給食が行われてるっていう、紹介あたりを何らかの方法といいますか、やりたいと思いますけど、一つ各学校で、情報提供というところで、給食を紹介している学校あたりも結構ございます。今日はどんな給食の献立で子どもたちがしっかり食べてたとか、そういう情報提供を、ネットを使いながら紹介してるところもありますので、そういうところあたりも見ていただくと、献立のメニューあたりも参考になるのかなというふうに思います。それと地元の食材のお話が出ましたけど、大体毎月19日、「ふるさとくまさんデー」ということで、熊本の食材といいますか、南関の食材あたりを活用した献立あたりが工夫されてますので、そういう部分もあって、うちの方が献立を工夫される上では参考になるのかなと思いますので、ぜひ、そういうところは前向きに検討していきたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） 前もよくコロナ禍じゃない時代には試食会とか、議員さんも行かれたことがありますけど今ちょっとですね、そのアンケートの部分で言いますけど、やっぱり子どもたちのアンケート非常に必要と思うんですよ。好き嫌いでは、なくてもいい

けどやっぱり南関の人たちが、何を子どもたちが求めているか、今成長期にも、町長がいつも言われる南関の子どもたち、宝の子どもたちですからね。そういうアンケートはどう、学校別でもいいですが。ちょっとそういう考えをお願いします。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 現時点ではアンケート調査を実施しておりませんが、給食委員会、年間6回やっている部分で、学校の先生を交えた献立検討の中で、把握しておりますっていうところと、あるいは教育センターの運営委員会あたりでも、やっぱりそういう、好き嫌いの問題についても協議をしたりしております。あわせて本年度から、コロナ禍で出来なかった試食会とか、もう予約も入って、そういうのもコロナ前の状況に復帰しておりますので、あえてアンケート調査といいますか、なかなかこういうものが欲しい、こういうものが欲しいと言って、家庭から出てくる部分は、とても多様性に富んだいろんなお願い事とかが出てくるというところで、そこは意図的に控えている部分も、センターとしてはあるみたいですので、そういう、給食センターの思いあたりも、考えながら対応していきたいと思えます。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） そうですね、そこでも聞きましたけど、大人のアンケートだったら、「あれをしてくれ」「これをしてくれ」ということが多かったということを知りましたが、子どもたちにしたら栄養士の先生も献立がしやすいかなあと私思ったもので、ちょっとお聞きしました。

それでは3番の給食の内容、他校の先生方の話、私は、先生に聞きたいのは、南関町に行っている赴任先で、「あそこの給食うまかもんな」っていう話題が多分あると思えます。私がお聞きしたのは「南関町はうまか」って、給食、学校の先生たちが、去っていかれたときは、「米がおいしい」で「いろいろ献立もいい」ということをお聞きしましたので、先生はどういう感想ですかね。あっちこっちに行かれたので、

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。南関出身ですけど、やっぱりとてもおいしく感じます。南関米、それと、やっぱり南関あげ、そうめん使った、食材おいしいものが使われてますので、筍のシーズンは筍もメニューとして入っておりますので。やっぱりよそよりも、評価は私は高い評価をしています。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） そういう、うわさも聞きましたのでお聞きしましたが、やはり南関を本当に「くまさんデー」なんかは、いろいろ考えられて、節素麺のみそ汁とか、いろいろとありますけど、私は一応考えるのは、ちょっと給食センターでお聞きしましたが、南関牛を使った、やっぱりちょっと割高になりますけど、そういう何かイベントごとですね、いろいろイベントごとにもされてますけど。本当にお米作る人の米、地産地消されてますけど。町長、お聞きしますけど、南関牛を1回ぐらい提供されることは思ってますか。何かされてたようでしょ。南関牛、非常にすばらしいお肉でおいしいと

思いますけれども。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） やはり月っていうか毎日の金額が決まっておりますし、その月の中でそういった調整ができるなら、次できる可能であると思いますし、あまり高価過ぎてそれがほかに影響を与えるようであれば、なかなか難しいと思いますので、そういったところは、月に1回ぐらいならいろんな調整をしながらできるだろうと思いますので、そこは私たちがしてください、ということじゃなくて、やはり、給食センター、先生方も含めて、検討はして行ってほしいなと思います。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） 私が思うにはやっぱり食、話題性ですね、おいしいの話題性。いつもマンネリ化の料理じゃなくてここに献立の、大変この調理栄養士さん、いろいろ考えられてますので、もう本当に私が「これは夕食でいいね」て言うたけど、しきらんけどですね、こういう献立がありますので、もう皆さんもぜひ参考にされまして、夕ご飯なんかも、親御さんたちもされたらいいと思いました。

4番に入りますけど、家庭からに周知されておりますけど、アレルギー問題ですね、そういうことはどうなっておりますかね。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） これも先ほどのお答えした中であつたと思いますけど、やっぱりアレルギー児、原因物質がある子どもたちが結構おりますので、その他対応については除去食っていう部分と、あるいは除去出来ない部分については、家庭のほうに代替食を準備していただくといえますか、そういう対応をお願いしているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） これは命に関わることで十分気をつけて、アナフィラキシーショックなどで、対応は万全されているか。そういう、もし出た場合はどうなってますかね。学校に用意されますかね。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） まず新入生が入ってくるときに、そういうアレルギーの症状がある子どもさんというのを、教育委員会のほうで把握をします。把握して、結局、アレルギー源となる卵とかが駄目な子どもさんとか、いろいろ個人によって違いますので、そういう、申請あたりがあつたときに、保護者を交えて打合せをします。子どもさんによっては、自分で打ったりとか、する子どもさんがおられるんですけど、もう極力、アレルギー元になる食べ物は出さないっていいですか、その辺りを徹底するようなどころでお願いをして、もしもという部分で、病院のほうから診断書といえますか、対応の仕方あたりも、栄養士を交えてそういう対応について打合せをして実施しているところで、今のところは、安全に、その部分では対応できているといえますか。だから、新入児、入学の子どもさんと途中から転入あたりがあつた場合も同じような形で、そのアレルギーの元になる物資を提供しないように、あるいはその分それが出たときは代替食を準備していただく

ようなそういう取組の徹底といたしますか、お願いをしているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） 今給食センターに申告されている方は16名とお聞きしてまして、やはりカレーとか作られた場合は、別に作って、その子がいけないような卵とかそばアレルギーとかいろいろありますけど、その対応をされていると、ちょっとお聞きしましたところ、そういうことでちゃんと把握はされていますけどそういう、アナフィラキシーショックので、今、最近はちょっと、お聞きしたことございますかね。そういうちょっと重傷者っちゃうですかね。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 給食を食べて、そういうふうに陥った子どもさんというのを聞いておりません。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） それでは、ちゃんと把握されているので安心しました。

5番の「給食の量の過不足分の対応があるか」は、おかわりオーケー、好き嫌いの時はちょっとおかわりしないけど。たくさんおかわりをする人たちの量は、ありますか。給食が少なかった、ということ聞いたことありますか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 量が少なかったという部分は給食センターの運営委員会の中で、もう2、3年前になりますけど、出たことがありました。やっぱり中学生あたりになると、食欲旺盛になってきますので、自由におかわりが無限にできるという部分ではございません。ある程度決まった量の中で、その部分で食の細い子、食欲のある子差がありますので、配膳の段階でいろいろ工夫しながら、それを踏まえて、おかわりについては、弾力的な対応ができるというところで先ほどお答えしたところです。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） ちょうどよかった量だしですね。言ったけど、運動する人たちは足りないとか、そういうことがありますけど、本当に私、町長が言われたような、「健全な食生活で実践することで人間を育てること」となっておりますけど、この、やはり2005年に成立した食品基本法において、生きる上で基本であって地域、徳育及び体育の基礎となるべきで、給食は位置づけられておりますけど、やはり学校給食の取組、課外活動を食育として掲げておられます。本当に家庭も頑張っておられますが、共働きで大変なので、給食は本当に大事な一食として私はもう、保護者の方々も一緒、この重要な一食は大変ありがたいと思っております。喜ばれております。そして私が何で、牛肉で言ったかていうのは、「日本一おいしい給食」でこの前ちょっとテレビでやりましたが、東京足立区で、2007年非常に残菜量が多かったことで、2008年教育委員会が学務課に「おいしい給食担当係」というて作られたそうです。そして設置されて給食改善を本格的にされて、今では日本一、例えば大根を、給食のおばちゃんがもう、教室の周りにおいて大根を見せびらかして、「この葉っぱでふりかけ作るばい」って言って、そのふりかけ

が食になって、ということがテレビで放映されてたんですよ。だから私そこで給食センターに行ってやっぱ食材のありがたさ、食がどうやってできるか子どもたちは知らないですからね。だからそういう食育も踏まえて、米とか作ってますね、から芋とか、そういう食育、私大切かなってしておりますけど、今後、教育長、子どもたちの食育はどう考えられますか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、やっぱり生きる上での基盤になるってところで、大事にしていきたいという思いがございます。特に「食育」という、漢字「食」というのは、頭のところに人を、よく、育てるっていうのが食育なんですよ、漢字のつくりからいきますと。だからもう、その一丁覚えですけど、やっぱりその部分を大事にしながら、小さい幼稚園、保育園時代から、町内の保育園あたりは、結構食べ物を育てるといいますから、芋始め、落花生とか、いろんな食材になるものを育てておりますので、やっぱりああいう経験というのは、食材を食べるという段階で、これは自分たちが育てたものだという部分では、そういう経験を積んでいきますと、好き嫌いも減ってきてきますので、ぜひ今やっています、幼稚園保育所、小学校の低学年あたりも、そういう食材を実際育ててみるといいますか、そういう実体験を大事にして行くことが、将来の食生活っていいですか、整えていく上ではとても大きな力になるのかなと思います。食べ物っていう

ことじゃなくて、小学校の理科の4年生あたりの育てる教材として、にがごり、子どもたちは嫌いなんですよ、にがごりってというのは、でも、教材として、そういうにがごりを育てる理科の学習講座あたりもございます。にがごりを使って子どもたちが好きな食べ物ってというのはなかなか難しい部分があるんですけどですね。にがごりとかぼちゃあたりをうまく炊いていくと、結構子どもたちもいけるような献立に、たどり着くような部分もありますので、そんなところを工夫しながら、より子どもたちの食育ってというのは、育っていくのかなと、生きる力が育っていくのかなと。最終的には、人の食べ物っていう部分で大事な要素がありますので、そういうところも充実していく必要があると思っております。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） 食育は本当に大人たちが考えて子どもを育て、やはりこの南関町を支えていただかなん子、かわいい子どもたちですから、もう、本当にやはり先ほどから何回も言いますが、無料化もお金ですけど、食の自立、安心はやっぱりお金に変えがたいものがあると思います。そして家ではカロリー全体のことですけど、なかなか家庭でカロリー計算もできない。そしていろんな統計が給食センターにありますけど、本当に考えられて、日本で子どもたちが摂取する量とかもちゃんと、ここに示してありますから、エネルギー、たんぱく質、いろんな部分で子どもたちが必要な、学校給食で食事摂取基準の1日およそ3分の1を摂取できるような内容にしてあるそうですもんね。それで特に家庭で不足しがちなカルシウムは、食事摂取基準の推奨少量の2分の1が給食で取られ

っちゅう安心感もありますので、私は非常にこの給食はもう私たちが生きる上での、子どもたちを育てる上での大切な給食と思います。町長、これからも、いろんなイベントですいかとか、何かおやつに出るそうですから、農業関係者もいらっしゃいますので、どうか推薦をお願いします。いろいろ、食育、すいかとか、給食のデザートです。ちょっと一部に、地産地消で、農業者がから芋とか、ちょっと無償でください。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員の質問の要旨としては、町内の農家の皆さんにも子育てのためにいろんなご協力をお願いしていただければ、ということだと思いますけれども、現在も農家の皆さん、子どもたちと一緒にいろんな農作物をつくって勉強したり、その収穫、そういうことも携わりながら一緒に学ぶ中から、食育ということも考えて動いておられますので、ぜひ、いろんな提供ももちろんですけども、やはり、食べるだけではなく、食育というのは、自分たちが作る過程でどういったものが、どういった環境の中でできるということも学びながら食べれば、もっとおいしいってということも感じるとと思いますので、ぜひそういった体験をずっと増やしていただきたいと思ひますし、農家の皆さんにも、いろんな食物の提供に限らず、貴重な時間をいただいて、子どもたちの育つための教育にご協力いただければと思うところであります。

○議長（立山秀喜君） 10番議員。

○10番議員（山口純子君） ぜひそのように、もう、さっきから地産地消で何度も言いますが、そういうのを子どもたちに本当に、町長が何回も言われてますが、やっぱり南関町の子どもたちでありますので、そういう食育をしていただきたいと思ひます。

そして最後にまとめになりますけど、南関町の学校に勤務された先生方と、転出された後お会いすると、先ほど言いましたけど、「南関町の米はおいしかったよ」とよく言われます。そして今ある学校の給食はとってもおいしい、もう先ほど何回も言いますが、ボリュームがあり、本当に違った先生は、「今の学校は、ちょっと今いちなあ」って言われるところもあるそうです。けど南関は評価がよろしいです。そういうことで行政の違いで、いろいろあるんだなあ、と私は個人的感想でありますけど。一概には言いませんけど財源増加するかと思ひますが、昼食で豊かなおいしい食を、南関町の宝である子どもたちの成長に大いに役立つことができるよう保護者の皆様方と共有できて、先ほどから言いますが、これからも、地産地消で地元の名物、南関あげ、南関そうめん、果物などを使った学校給食を期待して、質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、10番議員の一般質問は終了します。

ここで10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午後1時25分
再開 午後2時05分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。

続いて、8番議員の一般質問を許します。8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） こんにちは。8番議員の井下です。

今回は3点の質問を行わせていただきます。

まず1点目に、「南関町社会体育施設等の指定管理制度導入、並びにうから館活用について」尋ねます。この二つの案件については、今後、南関町が大きく変わりうる大事なことだと思っております。最初に、これらの事業についての必要性をどう捉えておられるか、尋ねます。次に、今どの段階にあるか、進捗状況、またその進め方について尋ねます。

そして2点目は、「南関町交通安全施設設置要綱について」尋ねます。この要綱の、まず、この所管する担当課はどちらになるのか、これを尋ねます。そして2点目には、この要綱についてある交通安全施設の内容と、年間の予算について尋ねます。

最後3点目は、「敬老年金給付条例について」尋ねます。一つ目は、現在その対象となる年齢とその人数は今何名ほどおられるか、そして二つ目にはこの事業の始まりはいつからのスタートなのか。またその時期と、その時の金額について、お答えしていただきたいと思っております。

今回は、いつもより若干多く3点になりますけれども、この後は自席にて続けさせていただきますので、理解ある答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 8番井下忠俊議員の「南関町社会体育施設等の指定管理制度導入」並びに「うから館活用」についての質問にお答えいたします。

まず、1「これらの事業の必要性を尋ねる。」についてお答えします。「指定管理者制度」につきましては、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、平成15年に地方自治法の改正で創設された制度であります。これまで、公の施設の管理は、町が直接管理運営（直営）を行うほか、地方自治法の管理委託制度に基づき、町の出資法人、公共的団体等に限定されていましたが、法改正により広く民間事業者や団体なども管理の代行ができる制度となっております。指定管理者制度では、公の施設の管理を委託するのではなく、指定管理者が町に代わって管理、運営を代行することで、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用し、各施設でより一層サービスを向上させることや管理経費を削減することが期待されております。なお、総務省の平成30年度に実施された『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』では全国で76,268施設について指定管理者制度が導入されており、近隣では、玉名市、荒尾市、長洲町がいち早く社会体育施設の指定管理者制度を導入している状況です。今回、指定管理者制度を導入する農村広場、ふれあい広場、B&G海洋センター、農業就業改善センター等の社会体育施設等の管理運営については、現状として、施設管理及び貸し出し業務が中心でしたが、民間の能力を活用し、住民ニーズに合致した質の高いサービスの提供及び経費削減を図るうえで指定管理制度の導入は必要不可欠だと考えてお

ります。また、今回、南関町社会体育施設等を一括で指定管理することのスケールメリットとして全ての指定管理導入施設において質の高いサービスが平準的に提供できるということも大変大きなメリットであると考えます。

次に「うから館活用」につきましては、町では、令和3年度に住民ワークショップや住民アンケートでの意見を基に町全体の将来像、小学校区毎の将来像を描き、持続可能なまちづくりを進めるための指針となる南関町地域未来構想を策定しました。この構想の中には、役場周辺地区の将来像として、町の行政機能を集約し、併せて防災拠点となる役場新庁舎、図書館移設を検討し、本のあるたまり場として温浴施設が閉鎖した南の関うから館を活用検討すること、旧役場・旧公民館敷地に関しては賃貸住宅など定住拠点として活用を検討することが盛り込まれています。このように、多くの住民の方に関わっていただき策定しました構想を受けて、昨年度、うから館を今後どのように活用するべきなのか、再び住民ワークショップや南関町南の関うから館等活用検討委員会での検討を経て、南の関うから館活用基本計画を策定しております。基本計画では、少子高齢化に対応し、今後、町が持続していくためには、町で生まれ育った若者世代が、住み続けたいと思える環境や、就業者が町を居住地として選択したいと思えるような魅力を創造していくことが不可欠であり、役場移転を契機として、定住人口・交流人口の増加に資する、地域活力の維持・向上に貢献しうるうから館として整備する必要があるとしています。一方で、厳しい財政運営を迫られる中、限られた予算の中で、最大限にその効果を発揮するためには、公共施設に関しては適切に管理・修繕を行うことで将来にわたり長く使い続け、結果として費用対効果を大きくすること、また、管理する施設を分散させ過ぎないことが必要です。

この2つの視点に立ちながら、南の関うから館活用基本計画では、集客・交流の核の1つとなる図書館機能をうから館に移設すること、併せて開かれた芝生広場や飲食が出来るカフェスペース、サークル活動などの集会交流が出来る場を整備することとしています。これにより、多世代、特に子どもたちの利用に軸足をおいた場所づくりとしてのこの事業が、持続可能なまちづくり事業であり、町にとって必要性のある事業だと考えております。

次に、2「それぞれの進捗状況、進め方について尋ねる。」についてお答えします。

うから館の進捗状況、進め方につきましては、今年度の当初予算に南の関うから館の改修実施設計業務委託料を計上させていただいておりますので、実施設計を3月末までに終えることとしております。公募型プロポーザルによって選定しました実施設計事業者「株式会社ブルースタジオ」と、先月、契約を締結し、現在、事業者により構造・設備等の現地調査を行っており、来年1月までに改修費が積算された設計案を作成することとしております。事業者との打合せにつきましては毎月行い、改修案など、ご紹介出来る資料等が出来た際には住民・議会の皆様に丁寧にご報告させていただき、実施設計を進めて参ります。

また、「南関町社会体育施設等の指定管理制度導入」の「進捗状況、進め方について尋ねる。」につきましては、教育長よりお答えいたします。

次に「南関町交通安全施設設置要綱」についての質問にお答えいたします。

まず、1「所管する担当課は何処か、尋ねる。」についてお答えします。以前は、カーブミラーについては、南関町交通安全協会で設置されていまして、総務課、それ以外の交通安全施設を建設課と分けておりましたが、平成に入り建設課が窓口となり担当しております。

次に、2「交通安全施設の内容と年間の予算について尋ねる。」についてお答えします。南関町で設置する交通安全施設とは、カーブミラー、ガードレール、ガードパイプ、その他施設(外側線や路側帯カラー舗装)等を指しますが、年間の予算につきましては、令和4年度が150万円、令和5年度は200万円となっており、国から配分されています交通安全対策交付金の範囲内で、該当する箇所の設置整備及び交換等に取り組んでおります。交通安全施設設置要望書は、毎年11月1日から11月30日までの間で受け付けを行い、次年度の交通安全施設設置工事予算に反映させしております。

最後に「敬老年金給付条例について」の質問にお答えいたします。

まず、1「対象年齢とその人数について尋ねる。」にお答えします。敬老年金の対象年齢は、8月1日現在満85歳以上で、受給資格としましては、支給日現在において引き続き3ヶ月以上南関町に住所を有する方へ支給することとなっており、今年度の対象者数は885人となっております。

次に、2「この事業の始まりの年代と当時の金額について尋ねる。」にお答えします。本事業は昭和46年に条例が制定されており、金額につきましては、当時から3千円でございます。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長(立山秀喜君) 教育長。

○教育長(谷口慶志郎君) 8番井下忠俊議員の「南関町社会体育施設等の指定管理導入」についての「2進捗状況、進め方について尋ねる」についてお答えします。

進捗状況につきましては、まず、令和5年4月24日に募集に対する説明会の開催についてホームページで周知し、5月8日に南関町社会体育施設指定管理者の公募説明会を行い熊本県内の民間団体9社が参加しております。その後、5月22日に指定管理者募集要領の公告をホームページで行い、3社が参加意向申出書を提出され現地見学を実施いたしました。6月15日に、申請書等(申請書、事業計画書、収支計画書、法人概要書)の提出を締め切り3社から提出がございましたが1社が辞退されました。6月26日に第1回の指定管理者候補者選定審議会を開催しプロポーザルにより南関町社会体育等指定管理者の選定基準に基づき書類審査による一次審査(最低基準70点以下)を行っております。続いて、7月25日に第2回の指定管理者候補者選定審議会を開催し公開プレゼンテーション及びヒアリングにより二次審査を行い指定管理者の選定(NPO 法人 A-life なんかん)を行ったところです。今後は、今回の9月定例議会において、第42号議案で「南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例の制定について」を上程しております。また、今後の議会におきまして、南関町社会体育施設等設置及び管理等に関する条例第13

条第1項の規定に基づき指定管理者の指定について、議会のご承認を得て議決された後に、町長と指定管理者との協定の締結を行い、令和6年度の新年度予算において指定管理料を計上する流れでございます。

なお、令和6年度から令和10年度までの5年間の指定管理委託料2億500万円の債務負担行為の補正につきましては、先の中協でご説明させていただきました通り、7月21日付けで専決させていただいております。これまでの、進め方の経緯としましては、南関町の社会体育施設等の指定管理者制度導入につき、昨年10月に文教厚生常任委員会、議会全員協議会でご説明をさせて頂いているところですが、公募の方法について「公募によらない」ところでご説明しましたところ、公平性や公明性を担保できないのではなどの貴重なご意見を賜り、令和6年度に導入することで再度検討をすることとなりました。そこで、教育委員会内だけの検討では不十分なため、庁内で南関町社会体育施設等の検討委員会を設置し、施設の基本方針及び利用目的及び管理運営方針について検討を行ってまいりました。その後、4月の文教厚生常任委員会及び議会全員協議会に進捗状況について再度ご説明しております。内容としましては、公募方法について、国においても、自治体が指定管理者を選定するのは、住民の平等利用、コスト削減、人的・物的能力の視点から検討が行われるべきとの指針がございますので、制度の趣旨等を考慮し、能力ある事業者等の幅広い参入の機会を確保することと、併せて、民間の持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために、指定管理者の募集を公募といたしました。

次に、導入施設を南関町B&G海洋センター、南関町ふれあい広場、南関町農村広場、南関町保健センター跡(無償貸与)、南関町農業就業改善センターの5つの施設を一括指定管理すること、その他、管理運営経費及び経費の削減(5か年で3,000万円)、公募する範囲について、一括と個別でのメリット、デメリットの整理についてご説明しており、一点目に施設の維持管理、修繕、改修や施設使用料について、二点目に事業展開の方向性、地域振興・活性化住民ニーズについて、三点目に利用者満足度などについてメリット及びデメリットについてあらゆる面で検討しご説明し、慎重かつ丁寧に進めてきたと考えております。

以上、お答えいたしまして、後のご質問は自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、課長がお答えします。

○議長(立山秀喜君) 8番議員。

○8番議員(井下忠俊君) ありがとうございます。今最初に質問しましたその必要性に関しては、二つの案件ともに、昨今の事情を踏まえた上で考えれば、特に民間の活用を生かす、そういうところには大いに賛同できる場所ではありますけれども、そういうところは私も必要性は感じております。そして二つ目の進捗状況について、今説明がありましたけれども3社から2社になったということで、一つはA-lifeが出ましたけれどももう1社はどちらか、名前はここで公表できますか。

○議長(立山秀喜君) 教育課長。

○教育課長(城野和則君) もう1社につきましては、熊本市内に事業所があります、株式

会社安心コーポレーションリミテッドさんでございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） A-l i f eはもちろん分かりますけど、もう1社に対しても、ある程度ここに議員さんもおられますので、そういうのをある程度公表してもらわないと、その団体を自分たちがどういうふうに判断していいか、全く分かりませんので、そちらの検討委員会のほうで決められたなら、それをもう信用するしかない状態がありますので、そこは、あらかじめ概要等を公表してもらえればと思っております。進捗状況に関してその指定管理制度導入に関しては、あらかじめ今の現状が分かりましたけれども、うから館ですね。このうから館についてですが、図書館の話は今、どんどん進めていってあると思いますけれども、それ以外はどの辺まで進んでますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 昨年度、基本計画を立てまして、今は集会交流機能、そして、図書館機能、そして飲食機能、そして広場を持ち合わせるというところでの計画を立てている状況でございます。今の図書館の話題がよく出ておりますけれども、うから館の核となる、多世代の方が交流できる核となって、よりよい活用していただけるためには、というところで今、図書館につきましてもどういったふうな活用したほうがいいかというところで検討進めていますが、ほかの場所といいますか、集会交流、その他につきましてはまだ今から検討していくところでございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい、分かりました。徐々に進んでいるということは自分なりによく把握はしていますけれども、この質問を行った本題に入りたいと思っておりますけれども、二個目の進め方ですね。この二つの案件についてのそれぞれの大元となる方向性、これはどのような形で、どこでスタートした話なんでしょうか。議会に対して説明がありましたけれども、あらかじめその方向性が、話し合われた後のことではなかったかなと思えます。大卒の決定がなされて、その後、一部に関して、議会で議論をしていくというのは、順番として、どうしたものかなと思っておりますが、これに関しては、どういうふうにご考えておられますか。それぞれの担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） まず、うから館のほうに関してにありますけれども、令和3年度に地域未来構想というものを作っております。町全体の向かう方向性、そして、町全体でまず校区とか、あと中心市街地の向かっていく方向性ということであるんですが、その中で、令和元年度から、コンパクトシティ構想策定委員会というもので検討を始めておりまして、そのほか住民アンケート、そして企業アンケート、住民の方のワークショップと、そういったものも、やっているところでございます。そして3年度になりました、庁内の検討会議等も含めまして、コンパクトシティ構想策定委員会等を開催して、検討しているところですが、その検討委員会の委員さんの中には、議会からも出ているという状況でございます。令和3年度、地域未来構想の経過につきましては、11

月に進捗状況の報告、そして、3月に経過報告ということで、議会のほうにはご説明させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 指定管理者制度の導入につきましては、行政改革の指針として、令和3年に第6次行政改革大綱が策定されております。その中で、令和3年10月21日に、総務課より、大綱案の説明の中で、公共施設の設置及び管理運営の適正化のという部分で、令和4年度から5年度の第2次見直しで、スポーツ施設、B & G海洋センター、農村広場グラウンド等、ふれあい広場に係る管理業務を集約した、包括的な指定管理者制度を検討していくことや、旧保健センターをスポーツ施設の管理等の拠点施設として、活用検討について、説明がなされているところでございます。教育課としましては、第6次行政改革大綱の目標達成のために、指定管理者制度の導入の検討を行い、先ほど教育長が答弁された進め方で、慎重かつ丁寧に進めてきているところだと考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） この内容に、もちろん反対してるわけじゃないです。ただその進め方ですね。大枠の、これから事を起こそうとするとき、その方向性、ここが全てのスタートになると思います。もうここでは指定管理者制度導入に関することに関しては、それを導入するかしらないか。そしてするならばどういうふうな形で進めていくか。うから館にしても今後どういったような活用方法があるか、これが1番のスタートであると思いますし、検討委員会もそれは大事です。けど、方向性について住民ありきでももちろんそれは必要なことです。ただ、そのあと議会に報告ということであれば、議会は検討討論の場もない、議会が必要なくなるんじゃないかと思えますけれども、これどんなふうに考えられますか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） この件につきましては、担当教育長、担当課長から、今の進捗状況等についても説明ございましたが、住民の皆さんのいろんなご意見を聞くためのワークショップ等も数回開催して、各種委員会を開催しておりますが、そういったものは、特に広く皆様方の意見を聞くということで重要だと思っております。そして意見をお聞きした上で、町としても、そういった方向性を聞いた上で、この考え方を固めていく、そしてそれを議会のほうにも説明させていただくということで、そういった、動く場面があったときには必ず議会のほうにも説明をさせていただいたと思っております。ということで、いろんな計画につきましても、そしてこれから進む場面っていうときには、これまでも議会のほうに説明を詳細についてさせていただいておりますので、今後も同じように、いろんな動きがあるとき、そして最終的な方向を決定するときは、議会を尊重しながら、そういった進め方をしていきたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。議会に対してその報告、承認だけじゃ、本当に議会の機能を果たしていないんじゃないかなと思っております。ここに4月20日全員協議会で

報告された、全文があります。これに対してもその場で討論ということはなく、ただ報告と承認を求めるような、案件でした。これだったら何のために議会が存続するのか、これちょっと今、分からない状態なんですけれども、そこにあんまり引っ張っとったら時間が足りませんので先へ行きますけれども。

指定管理者制度導入に関してですね。これは公募しないということからの説明からスタートしたわけなんですけれどもこれに関しては、委員会、全協で、それじゃいけないということで、変更されました。けどこれは本当にいいことだと思いますけれども、これもスタート時点で、どういったほうがいいかといえば、改めてその否定はされなかったと思います。その時点で、公募するべきだというような、議論がなされれば、町が提案されたことも否決されることはなかったはずです。その辺が、非常にどうしたものかな、と自分が疑問に思っております。その他には、この指定管理者制度に関して要望とか意見はないか。他からは聞いてませんか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） こちらに関して、教育委員会に関しては、意見等は聞いておりません。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） これ、課長が変わられる今、税務住民課長の武田課長のときに、自分は再三これ言ってきました。4箇所一度の指定管理制度っちゃうのは、ちょっと乱暴じゃないかと。そういうことでずっと言ってきたんですけれども、それは多分申し送りがなかったのかと思いますけれども、それか、一意見だからこれはもう全く無視して進めようということなのか。分かりませんが、ずっとこれは常任委員会においても、全員協議会においても自分は異を唱えてきたつもりであります。本当にこれに関して全く取上げられなかったのは、これは議会でもそれに関してはもう全く議論、討論がなかったので、議会の落ち度でもあると思いますけれども、そのような形はもう全くなかったこととして、町主導で、やっぱりそこも進められたんですかね。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今の井下議員の要望と言いますか、全ての施設を一括してのそういった指定管理制度導入かっていうことで、そのうちの1箇所は別にしたほうがいいじゃないですか、という提案が教育課にあったことは私も聞いておりました。そういったご意見は聞いておりますけれども、やはり全体的にそういった指定管理をすることで、全部もうそのメリットと言いますか、高まりますし、これからのやっぱりサービスの質の向上と、全体的な5年間の指定管理ということで、費用対効果、委託費の減額、そういったものにもつながりますので、ご意見はある中でも、全てを一括してしたほうがベストだなというところで、そういった判断をさせていただいたところであります。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） できればそういったふうな意見があれば、その辺の説明もきちんと説明責任を果たしてもらえたら、自分も分からんこと言うわけじゃないけんですね。

納得いけば、協力もします、賛成もしますけど、全くそこを無視した状態で進められたように感じたもんですから、言いました。けど、ただこれ自分の思いで言ったんじゃないで、何でそのような異を唱えてきたかという、それぞれの施設に関しては、この前全協でも申しあげましたけれども、建設当初は、例えば、農業従事者のための施設、福祉のための施設、あとは地域の集会所といった意味合いを持った施設、それぞれの施設がありますけれども、それぞれの目的用途が明確にあったにもかかわらず、これに対する条例を一度に廃止に持って行って、4箇所を一まとめに指定管理者制度を導入するのは、ちょっといささか乱暴じゃないかと思ったことが一つと、もう一つ、せめて一箇所ならば、その用途に合わせて運営していきたいといっても手を挙げてみたいな、というところの団体もありました。これは、南関の町内の人の声ですよ。それでもそのことに余り触れられなかったことが非常に自分としては残念です。どうしても県内の顔も知らないけれども、大きな団体、もしくは別の団体ありきなのではないかな、ということはどうしても頭から離れませんでしたけれども、この辺はどうでしょうか。全くそれはいいですかね。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、1箇所についてそういったご要望があったことは、確かに前課長のほうから伺ったことがありました。ただし、先ほども申しましたとおり、町がこれから長い間、指定管理でお願いするということになれば、そういった箇所を増やす。そして、指定管理者の数も増えますので、そういった契約者も増える、そして金額自体も、全体で契約全体での契約額等に2社に分けて契約する場合は、やはり5年間トータルしたところでかなりの差が出てまいりますので、そういったことも含めて総合的に、町内に、そこを引受けたいというところまで、そこまで私も聞いておりませんでしたけれども、総合的に考えたときにやはり、一括してやるべきかなということで判断したところであります。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） だからこそ、その説明をきちんとしてもらえれば自分たちも住民の人からそういう声を聞いて、与えられた場所、委員会、全員協議会というところを発言しています。そして、駄目なら駄目で言われたらそれを自分で納得したら、申出のほうにもきちんと断りには行きます。ただ、それが何もないものだったから、もう物すごい、今まで不信感が募ってました。

それと、これはもう町内の施設を自分もいろいろ利用させてもらっていますけれども、これは私個人の意見です。町内の施設は、町内の団体に管理していただくのが、一番その利便性を考えても、もちろんいいと思いますけれども、それぞれ募集をかけて、ここに募集をかけるプロセスがとられなかったのは残念でなりませんけれども、もしこのまま、そういった大きい団体なり、そういったところが指定管理に持っていかれるのであれば、やはり町民ありきのそういった施設に進んでもらえるように、今後は申入れもしていただきたいと思いますし、何かあれば、議会ですら議論をしてほしいと思います。こういうふうなことが検討委員会から出されてましたけれども、議会としてはどうでしょうか。そこで

振ってもらわんと、ただ検討委員会から出されたから議会はいいですよって、そういうわけにもいかない。と自分は思っております。もう本当に、出だしスタート。この部分を今後も、十分踏まえておいてほしいと思います。もう公募も、南関のA-l i f e以外もう一社、要望申請をされているということであれば、それを全く白紙にするとか、そういったもう乱暴なことは言いません。これは町の信頼にも関わることでですから、そういうことはもう本当に今となっては言えないですけれども、どんなにすばらしい団体だったとしても、まず町民の人たちありきでなければ利用、町民の人たちが大いに利用できるような運用してもらわないと、これは困ります。指定管理者ありきではなくて、まず町民の方たちの施設だということは、今後もずっとやっぱり自分たちも頭に入れてますけども、町のほうも入れておいて、そして運営をお願いしていきたいと思えます。

次、うから館の活用についてですけれども、これも先ほどありました、町民の声を聞いて、検討委員会であるということがあったんですけども、これに関して3月の定例会において、矢野議員のほうから、「社協はそこに入らないんでしょうか」という質問に入り、対して、町長は「入らない」と答弁されました。私は福祉の最前線で頑張っておられる任意団体として、庁舎にも近く駐車場も広く、その利便性を考えても同じように入るものだと思っていましたけれども、また、ほかにもそういう声も聞いていますけど、もし自分の勘違いであれば、これはもう町長に申し訳ないんですけども、当初確かコンパクトシティ構想が出始めた頃だったと思いますけれども、このうから館の活用についての話が出た頃、熊日新聞に町長の弁として、そこに社協も入るようなことが書かれてたんじゃないかと思えますけども、そこももうそういった趣旨がなかったとしても、誤解を与えるような表現がされていたのかなと、ちょっと自分の記憶に残ってるんですけど、もその辺どうやったですかね。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 当初の考え方としましては、社協がそこを管理する、管理運営というか、そういった立場として入るということも、一つの方法としては考えられるんじゃないかな、ということは思っておりました。しかしながら、いろんな町民の皆さんや、委員会のご意見を伺う中で、社協が入る場所ではない、っていうような方向性、絵本のあるたまり場、そしてカフェであるとか、住民がいろんな活動をする場所、っていうことでありますので、あえてそこに社協が入るものじゃなくて、やっぱり住民主体のそういった運営ができる場所になってほしいなということ。町民の皆さんの思いが強くありましたので、そういったことで進んだわけでありまして、社協につきましては、私も社協の会長をしておりますので、別の場所を、そういった形で社協の事務局として、どうかすることができないかという相談は現在のところあっておりますけれども、まだ今のところ、その場所をどこだということでお示しすることもできませんので、今後、いろんな、うから館の動きがある中で、そういったものとあわせて議会のほうにも相談していきたいなというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） もうさっきの話に戻りますけれども、だからこそ、この指定管理者制度と一緒に重ね合わせれば、そういったのも一つの解決になるんじゃないかと思っております。ただ、担当課がそれぞれ別だったもんだから、それぞれの行動でされた件ですね、ここはもう少し、こう比べるときにちょっと広い感じで言ってもらったら、この4施設の中の一つは社協に入ってもらおうとか、そういったことも考えることができたんじゃないかと思っておりますので非常に残念です。もともと本来、福祉という名の中で、あそこはつくられたものだったですね。ただその福祉を、もう、温泉施設を充実して、人を呼ぶために福祉という言葉が削られましたけれども、本来の目的はそこに福祉課、社協が入る問題じゃないとか、そういうのは、どうしてそういう意見が出されたかなと、もう自分としても今聞いて驚いてる次第です。やはりそこに社協が入るということは、もう全く最初から否定されたわけですか。検討委員会とか、住民の人の話において。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。私も検討委員会等を出ておりませんが、社協をそのの事務所、社協がそこに事務所が入るということをお話は、実際、最初から上がっていない状況であります。ということで、私も、最初は社協のほうからも、そういった中に事務局はどうですかね、という話相談を受けてましたので 考えておりましたけども、いろんな町民、そして委員会の中で、全くそういったご意見がなかったということで、そういったことも考えにくくなりましたけども、もう一つ、考えられますのが、社協の事務局がうから館の1階に入ったときに、かなりのスペースをする事務局、事務所としておりますので、他の全体のいろんなスペースとしてのやっぱり、利用する面積が減ってきますので、そこについては、社協の面積が非常に全体に大きな影響を与えるんじゃないかな、というふうなことは考えておりました。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） これ、検討委員会の委員長はどなたですか。副町長ですか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 崇城大学の西郷先生です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） その人にこういう声が聞こえたかって言うたら、聞こえてないかもしれないですね、町外の人だったら。頻りに南関におられるわけじゃないけんですね。ただ、先ほど言った自分の勘違いだったかもしれないけど、町長のコメントに関して、やはり入るだろうというような意見がある程度広がったのも事実です。だけん、非常にこれはもう残念ですけど今町長の話聞いてたら、もうそこに社協入る位置とか、そういった場も全くないですか、ちょっと改めて確認します。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今の現状としては、うから館に社協が入ることは全く考えにくいと思います。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 他のところは検討されてるわけですね、大体。頭の中に、どこがいいというのは、今ここでは聞きませんが、全くもう社協はどこも行くところない、今のまんまやろうっていうような考えですか、その辺、思いだけ聞かせてください。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。うから館のそういった整備が整った後には、社協が移るような場所ということで、現在も、社協のほうとそういった場所について打合せを進めておりますので、うから館がはっきり決定したとき、また議会のほうにも、そういった社協の思いといいますか、それが可能となるかどうか分かりませんが、そういったことは相談させていただきたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 8番委員。

○8番議員（井下忠俊君） もうぜひそこは検討してください。旧庁舎も、耐震がなくなってからこちらに移ったわけですが、今の社協も耐震は、とてもないですね。借地のままですね。そこに福祉のために頑張っておられる団体がそこにおるってのは、結局高齢者の方もそこに、出向く人も多いですね。だから、そこもしっかり考えておいてもらいたいと思っております。ここで御存じない方もおられると思いますので、ちょっと前の過去のことを話しますけれども、私たちが議員として当選させていただいておると、その当時はもう町長もご存じだと思いますけど、最終処分場のことは、もう一番、もめにもめた時期だったですね。で、もう議会においては議員同士とか、あとは、殴り合い始まるんじゃないかと、もうその当時のことを知ってるのは、山口議員、境田議員、自分と、議員の中で3人だけだと思いますけれども、当時は、町長、当時の副町長が質問や苦情によってもう吊り上げられるようなことになったり、議員同士の殴り合い寸前まで行っていました。けど、それがもう正しいとは決して言いませんけれども、そのときも、最終処分場をつくるかつくらないか、そこからのスタートやっただけです。つくることありきじゃなかったですね。で、方向性を一から議会が一体となって説明、話合いがその当時は行われてきました。それこそが町議会が両輪と言われる由縁だろうと思います。更に当時の課長、ほか担当された職員の方たちはそれぞれのパソコンに全部、辞表を書いておられました。これはもう、当事者から聞きました。議会や地元説明会に挑まれまわっているとき、もうそういうことをされてたっちゅうことは、世が世なら交渉事に赴くときに懐に脇差入れていくようなもんですよ。で、それぐらい議会に対しても真摯に向き合っておられまして、今は向き合っていないっちゅうことじゃないです。ただ、スタートだけはもう、間違えないでいてほしいと思っております。ところが今回は、指定管理制度にしてもうから館にしても、何度でも本当に何度でも言いますが、方向性がある程度決まって、それから議会に報告、承認といった流れにも思えてなりませんので、現在、議員内閣制をとっている国会以外の全ての市町村においては二元代表制になっております。この二元代表制をどのように捉えてありますか、お願いします。議会の根っこです。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 二元代表制といまして、井下議員、非常に重要視されております

けれども、二元代表制といいますのは、町民によりまして、町長議員もそれぞれが直接が選ばれる、そういった制度でありまして、町は、そういったいろんな計画、予算について提案し、議会がそれに対して、議決ちゅうか、しっかりと審査をしていただいて、そして議決したものについて町が執行していくということでもありますので、文字どおり、先ほど議員が言われましたとおり、車の両輪ということで、どちらが欠けてもならないということであるので、二元代表制であると思っております。

○議長（立山秀喜君） 8 番議員。

○8 番議員（井下忠俊君） 今町長が言われたとおり、まず行政のほうから提案がありますよね。一番、議会としての大事なところは、チェックをして、それから議論です。このチェックと議論が議会におかれた一番の大きな仕事、役割の一つです。そこで議論されて、多数決なり、賛同が出て初めて行政は執行に向かえます。だからこの議会のチェック、議論を抜きにして執行は行えないようになってるんです。そこをもう一回ちょっと改めて確認しておきたいなと思って、今ちょっと担当課長に尋ねましたけども、そこはしっかり、何回言ってもこれ、なかなか自分たちもですけども、もちろん理解しにくいところもあります。けど、これはよくよく、理解しといてもらいたいと思います。

今、小学校の現状について、説明会とか各校区でやっておられます。今後は小学校に対して、現在のまま、あるいはその統合など、どういう形になるか分かりませんが、そのほかにもいろんな案件が上がってくると思います。その折には、ぜひ町がその方向性を一方的に決定することなく、もちろん検討委員会も大事ですけども行政議会が本当の意味での両輪となって機能していくよう、今後は努めていってほしいと思います。

自分も、全て私が正しいとは、もう間違っても思えません。同じように行政にも全て私たちが正しいとは思わないでいただきたいと思っております。町長にしても、今言われたように、町民の人からの投票で選挙で選ばれるような旨言われましたけれども、その立場、議員と町長と立場は違って住民の人たちからただのマルバツで選ばれるわけじゃなから、くじを引くような形で選ばれはしません。候補者の名前を、手が不自由な人でも書こうとして書いてもらって1票もらうわけです。それでその名前を変えてもらうことによりそれが大事な票としてつながって、いただいておりますので、それゆえ、当選落選を左右する得票数の多さというのは大きな意味を持っているものと思っております。それについても、いろいろありますけれども、今回はその問題じゃないです。ただ、私たちは地方行政の大きな要であるところの住民の方たちの福祉の増進に努めると、これが地方行政の一番の根本です。この場に、そういう目的を持っていさせてもらっております。だからこそ、町長、議員それぞれ数こそ違えども、両輪として存在しているわけですから、そのことを理解してもらって何よりも住民の方たちの声を聞いて、事を進めていってほしいと思っております。町長にはいろんな役付けの立場の人の声が届いていると思います。けど自分たちが何も役のない人たちの声もしっかり届きます。どちらも同じ南関町の住民さんです。そこもしっかり耳を傾けてほしいと思いますし、私たちもその代弁者として今後も続けていきたいと思っております。もうぜひよろしく願います。

どうですか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。議員言われますとおりでありまして、ただ、これまでのこのうから館、そして体育施設等の計画につきましても、それぞれのまちづくり、そして教育課のほうで説明をさせていただいておりますけれども、町民の皆さんの声を聞く、そして、委員会でも、いろんな検討をする、そして議会のほうにも、何回も説明というか、そういった報告、っていう捉え方をされているかもしれませんが、説明をしてきた、と私は思っております。ただ、私の思いと議員の思いが、もっと、そういった発言する、そしてどうする方向性を決めるのかっていう、そういった思いというのを、そこの差が少しあったのかもしれませんが、そこら辺は、これまで以上に、議員の皆様にも、いろんなご意見を伺えるような、これまでほかのところの検討も生かせるように、そういった慎重ないろんな検討をしていただける発言をしていただけるような場を設けていけるように、ぜひそういった形で進めていければと思います。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。もうぜひよろしくお願ひしたいと思います。みんな時間があります。もういざとなったら、臨時議会でも何でも開いてもらっても構いませんので、しっかり話し合いをやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは二番目の「南関町交通安全施設設置要綱について」お尋ねします。この担当課、この要綱に載っているものを見れば、総務課になってますけども、全部総務課じゃなくて、途中から建設課も、なってるっていうことですかね。どっち、メインは総務課ですか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 先ほど町長答弁にもありましたとおり、現在はもう建設課が担当ということになってます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） ここで、設置要綱、令和5年3月15日告示第42号、これはもう建設課ということで、もうほとんど建設課からもう、まるっきりの所管という考えでいいですか。この要綱は令和5年3月15日に告示されて、第42号となっておりますけれども、その1号からどれくらいの期間がたって、どういうところがこれ変化してきたんですか。いろんな交通事情の変化もあると思いますけれども、大きく変わったところがあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） これも先ほど町長答弁にあったとおりなんですけど、以前は、カーブミラーの設置については交通安全協会で設置をされておりました。そういったところで総務課が担当し、それ以外についての交通安全施設を建設課が担当しておりましたが、平成に入って総合的に窓口は建設課ということで一括して担当をしているという状況です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 交通安全協会でされてたっちゅうのは自分もちらっと聞いたことありますけど、そのときの交通安全協会が幾らの予算があったのか、ちょっと自分も把握していませんけれども、今の町長の答弁で150万から、直近で200万、その予算があるということでしたけれども、これは200万というのは、毎回足りないような状況ですかね、それともまた翌年に繰り越すような余裕を持った金額なんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい、予算につきましては、私どもが管理してるカーブミラーだけでは、大体各4校区、平均して200ずつですんで、800のカーブミラーを管理しております。予算内ではとても変えることは出来ませんので、予算の範囲内で見えなくなったりとか、それから柱が倒れてるよっていう要望があった箇所から優先に取替えている次第でございますんで、予算総額繰り越すことないぐらい消化しております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 800全て変えろじゃないんですけれども、そういう予算内で回しておられるということですね。自分も、カーブミラーの申請を、建設課に、今まで建設課、てずっと思っていました。で、改めて総務課じゃないのかって最近思ったんですけれども、これ建設課でよかったなら、建設課で、そのまま、申出れてよかったのだと思えますけれども、このときの設置の判断は全部課長の判断ということによかったですか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。職員と意思疎通をしております。課の中で、要綱自体は最近、ちょっと条例挙げましたけども、以前に総務課から移ってきたときに現地は参りました。個人のカーブミラーとかたくさんありまして、これは管理上まずいということで、うちの内部規定を作っておりました。内部規定を作ったそれに基づいて、職員一同、同じ考えを持っておりますんで、基本的には、土木の係長をトップとして判断をしております。ただうちの今建設の事情を見ますと、人手不足で、係をまたいで仕事をしないと、とてもじゃないが、対処できない状態でございますんで、それに基づいて判断をさせていただいているところでございます。最終的には私がトップになりますんで、判断となりますけども、基本的には担当係長で最初の判断をさせていただいているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 交通安全施設設置要綱で、これに書いた第3条ですね。「この要綱において実施する事業は町が管理する道路について、交通安全施設の設置及び改修を行うのが事業として」これが一つの事業の名目として、書かれています。第1条の趣旨としては、「町内の交通事故を防止し、安全で快適な生活環境をつくるため」その趣旨が書かれています。それで第5条には「その実施の決定については、要望書の要望の提案があった場合、町長は現地調査を行い予算の範囲内で設置するものとする」とされています。けれども、なかなか町長も多忙だと思います。この担当課の職員の判断は、町長の意思になるんですか、課長の意思ですか。

○議長（立山秀喜君）

答弁の途中ですけど、ここで10分間休憩をとります。

—————○—————
休憩 午後3時15分
再開 午後3時25分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 会議を開きます。

答弁の途中でしたので、答弁をお願いいたします。建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 町長まで回しますんで、恐らく決裁の最後は副町長されておりますんで、最終判断は副町長ではなかろうかと私は思っております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 課長、ご存知だと思います。そのときも、受け付け、建設課にお見せしましたけれども、結果、「設置出来ない」とのことでした。その理由としては、広い道路だけどカーブミラーはほとんど見えない状態です。夜になれば対向車のライトが映る程度で、時折急ブレーキの音も聞こえてくるそうです。けどそこに個人の住宅があります。「カメラが必要ならば、その家の人がカーブミラーを取りつけなければいいんじゃないですか」という返事がありました。そこで尋ねますけれども、もしそこで事故が起きたら、もちろん当事者の責任はほとんど、大半はその当事者の個人の責任になりますけれども、その住宅の方がカーブミラーを設置しなかったから、ということで住宅の方に、責任の幾らか回ってくるわけですかね。あくまで、町道になりますけれども、そこに町の管理責任は発生しませんか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。今おっしゃってるところは私も現地を確認しております。そこにつきましては、新たな改良工事をちゃんとしておりまして、構造令にのった道路幅員、なおかつ3メートルの歩道も付いております。ですんで、1回ちゃんと一旦停止をしていただいて待っていただければ、事故に遭うことはないと考えております。これが改良向上しない狭い道路であれば、おっしゃるとおり、過失が町に来ると思いますけども、あの道路につきましては、町の過失よりもまずご本人様、当事者同士の過失が多分発生するだろうと考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） そこは事業所もされてますから、事業所に入出入りする車もあります。その家の人の車だけじゃないです。これもう課長もご存知だと思いますけれども、先般熊本市で起きた事案です。熊本市の県道、車で走行中倒れてきた樹木が直撃して死亡した男性の遺族と損害保険会社が道路を管理する熊本市に、損害賠償を求めた控訴の上告審で、この市の上告を棄却し、二審の福岡最高裁の判決により、5,000万円の支払いが生じました。これは令和4年12月28日の熊日新聞に掲載されていましたが、その理由として市は樹木の危険性を把握していたのに安全、措置を講じていなかった。そ

れが主な理由です。倒木による、これは不可抗力なことだと思って全く同じ状況ではないと思いますけれども、町の安全管理に対する対応は同じものだと考えますけれども、この判決に対して、この町はどういうふうな考えを持っておられますか、ちょっと尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい、ただ今、話は倒木というお話をされたと思います。倒木については、確かに、貸しは付く判例が出ましたんで、町のほうに、管理不足というのは出てきます。ですんで、木の伐採につきましてはうちのほうも率先してやっておりますが、なかなか予算の都合もありますけども、高さが4.5メートルまでしかちょっとできないという、あと山の持ち主さんの、まずは承諾が要るってところが一番引っかかってきますんで、まず承諾を得られたところから切っていくというのが一つの、町のほうがちょっと足踏みをしているところがございますが、確かに何もしないとおっしゃったように、いつ倒れて訴訟起こして、町に貸しってというのは、もう実際判例が出ておりますんで、それは私どもも十分危惧をしているところがございますんで、連絡つかないときは地元の区長さんだったり、代表の方にちょっとお尋ねしながら、よろしいでしょうか、ということと対応させてもらっているところがございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 今判例の内容を話すとき、あくまで倒木ということでは申したけれども、この案件は倒木による事故が一つの要因だったとしても、大きなところは町の安全管理です。そこを追求すれば、倒木だろうが何だろうがその安全管理を怠ったということが一番の問題があると思います。そこはカーブミラーの設置の要請も何もなければ、もちろんそれはもう安全管理を怠る者もないです。ただ要請があった場合、本当にしていなくても大丈夫なのかと、そこを改めて、尋ねたわけです。もしそこに住宅があったとしてもその事業者を利用する車があったとしても、その人がカーブミラーを付ければいいんじゃないかと、町がそこが町道でやるならそこに町がカメラを設置してくれたおかげで、私たちも安心して、出入りできるようになったって、業者の人も安心して出入りできるようになったと、そういうふうに思ってもらったほうが町としても、うれしいと思いますし、嫌な思いをすることもないんじゃないかと思っております。もう1回、これはできれば検討してもらいたいと思います。建設課の、誰がそういった判断をしたと、これはこの場合には限らないんですけども、そういう形で、私も要望を受けた以上は住民の人にはそういうふうに報告をします。けど、これが最終判断者が町長ならば、そういうふうに伝えなければなりませんけれども、あくまで課長の段階で、そういう話が出たら、どうしてそのような判断をしたのか、もうこの本会議に呼んで、心理を尋ねたいと思っております。このような判断としたということは、そこでどこどこから要請があって、こういう判断をしました、というのは文章として残されてますか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 立ち会ったときはちゃんと報告書を作っておりますんで、文書として残っております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） もし、あつてはいけないことなんですけれども、熊本市のような状況になる裁判になったとき「言った」「言っていない」これが一番、裁判の争点になります。だから誰がどの時点で言ったか、そこをきちんと明記してあれば、駄目だと言った本人さんが異動、もしくは定年されたとしても、そういう形で残しておくべきだと思っております。これ要請した方は、それでも誰が異動しようが誰が定年しようが、その人はずっと南関町その場所に住み続けられるわけだけん、その人は引っ越すわけにもいかないし、きちんとそこは残しとってもらいたいと思います。自分も言われてここは無理ですよ、というところはやっぱり無理は無理と言います。ただ、どうしてもこの判断には十分納得いきませんので、今日すぐ呼べと言っても無理があると思えますけれども、議長、そういった場合はここに職員を呼ぶことはできますか。担当職員がここに来て説明をしてもらうことができますかね、本議会で。

○議長（立山秀喜君） 議運か何かで1回調整せんと…

○8番議員（井下忠俊君） 自分が調べたところによって、議員の要請を受けた議長はその旨を町長に申し入れて、その職員を呼ぶか、呼ばないか、町長の判断によるもの。こういうふうに調べたら載ってます。どうなるか分かりませんが、この件に関しては自分もそこまで腹くくってますので、その職員にもしっかりそういうふうに伝えておいてください。

ちなみに尋ねますけれども、個人からの要望であっても、その申請者、区長さんになるんですよね、区長さんが申入れますよね。その場合、申請の結果がどうであっても、その区長さんには、「やっぱり無理です」とか「しますよ」とか返事が行きますけども、大元の要望を出したその個人の人には、誰からの申請か分かったとしてもその個人にはもう報告はしないんですか。されてますか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい、基本的に要綱にありますように、区長さんを通じてということになっておりますので、まずは区長さんと立会いをして現地で、「どうでしょうか、これはちょっと無理じゃないでしょうか」という判断をお互いしております。今回につきましては区長さんのほうにも通しております。一番大事なところ、むやみやたらにカーブミラーを付けるということは私どもしておりません。まず公道というところが大事ですんで町が管理している道路、それから、里道みたいなところでよく通られるところは、必要と考えてますけども、基本的に個人の道路、もしくは企業さんの道路、専用道路、そこが公衆用道路として明記されてないところと、なおかつ分譲住宅地とかに開示されたところにつきましては、うちでは付けておりません。それにつきましても、開示された方に、住宅を分譲された後は、何件かできますんで、そちらのほうでカーブミラーお願いしますっていうことで、そこは明記してっております。それについてはやはり個人さんと、みんなが使う道路っていうところ、いろいろあると思えますけども、一応うちとしては公道という形で呼ばせていただく同一の交差点という形で付けさせていただいております。

カーブについては本当に改良工事をしてない、蛇行してるところ。それについては確かに危ないと思いますけども、そういうところには現在付いております。ですんで、新規のカーブミラーってなかなか最近はございませんので、大体取替えのほうを、進めているところが大変多くございます。今回新たにというのは、久しぶりの案件でしたけども、場所につきましては、私どもは、ちゃんと一旦停止をされて確認をすれば大丈夫、という判断をした道路でございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 誤解のないように言っておきますけど、そこは個人の家の前につくってくれとか、そういったあれじゃないんです。家の人はもちろん用心して出られます。ただそこは県道ですから、ある程度いい道だからスピードも出します。そのときにこの家の人と接触したらどうなるかと。そこを心配して言いよつとです。だから、あくまで町の管理する道路上の問題ですよ。だから、家を建ててここどうしても見通しが悪いからうちの前にしてくれ、そういうことを言ってるんじゃないです。ただそこは誤解ないように言っております。で、区長さんを通じて報告されるということですけども、言った人は区長さんに言ったけど、区長さんから何か連絡があったり役場から何もないからですね。言ったけど役場は何もしてくれない。きちっと分かる人であれば報告をしてくれるのが、逆に細やかな対応になるんじゃないかなと思います。これはもう、今建設課の課長とずっと言ってますけども、建設課だけに限らず、ほかの課長さんたちも、そういったいろんな要望があった場合は、そこはきちんと行き届いたような対応と説明を求めていると思っております。交通安全に関しては終わります。

最後に、「敬老年金給付条例について」尋ねますけれども、これ885人で、もうずっと自分たちが今15年、16年目になりますけれども、議員になった当初から3,000円のままで。これはその間、もう様々に物価も今商工会にしても、売価とかもどんどん上がってきております。そのような物価上昇もあって近年においては更にこの上昇は厳しいものとなっておりますけれども、このお祝い金について、ただの補助事業とは、自分はそう思ってなくてですね、これまで南関町を築いて支えて来られた人に対する感謝も含めたところのお祝い金だと思っておりますけれども、これどういうふうに考えておられますか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） はい。敬老年金事業につきましては、私どもも、改善といえますか、ちょっと考え直すべき時期が来ていると。課内でも、検討している状況でありまして、今回井下議員のほうから質問が上がりまして、再度、また、考えていかなければならないと思っております。当初条例が発足しました、昭和46年当時の85歳以上の人口というのは、調べてちょっと分かりませんでしたけれども、昭和55年ぐらいの人口の推計、推移というのが出ておりまして、昭和55年というのが、85歳以上の人口が140人ということでした。今現在の885人からは約6倍ぐらいの高齢者が増えている状況でございます。予算についてもその6倍ぐらいになっているということ

すけれども、その金額を5,000円とかにした場合に、かなりの金額になりまして、その辺をどういうふうに変えていくべきものなのか。年齢を上げて5,000円にするのか。それとも、3,000円のままで、年齢をそのまま続行するのか、そこは議員様方のご意見も踏まえながら、今後高齢者の方に喜んでもらえるような、事業にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。この敬老年金につきましては、以前、議会のほうで、まだお話が行ったかどうか分かりませんが、もう3,000円ということならば、もういっそ廃止したらどうかというご意見がありました。職員の中でもそういった話もしたところでありますけれども、参考に、近隣町玉名郡の今の状況をお知らせしますと、和水町は祝い金支給なしです。町主催の敬老会時に、講演等を行い、記念品にお茶とまんじゅうを配布するということでした。玉東町につきましては、100歳以上の方に1万円、100歳になられるときに2万円プラス記念品、95歳、90歳、85歳のときに5,000円。80歳になられるときに5,000円と記念品、それと、和水町、長洲町は、100歳時に1万円。それと、白寿99歳、米寿88歳のときに5,000円ということでありますので、トータルで85歳からの3,000円を年数分を掛けます南関町が、支給が一番大きいんじゃないかなと思っておりますけれども、それぞれの町で、やはり今、こういった年齢の方が増えておられますし、それに合わせて金額を増やすということは、かなりの予算計上も必要になりますので、今、福祉課長が申しましたとおり、こういった形で、こういった金額、これからの支給をもう考えていくかということも、南関町のみならず、やはり、この近隣の町あたりともいろんな意見交換をしながら、これからの金額等も進めていくことができればと思います。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。検討する価値はあるというような、今、答弁を受けましたけれども、今町長が言われましたけれども、よそと比べたら今いいかもしれないけれども、よそはしている、していない、金額が高い、安いじゃなくて、町としてその思いがあれば、これは今町長もいろんな転入者の方とか、いろんな補助されとですよ。そういったお祝い金あたりも、もう少し検討されたほうがいいんじゃないかなと、一つは思っているところです。今885人の3,000円で、265万5,000円。そうするとこれを極端な話、1万円にしたら、885万円。この差が619万5,000円。金額的には安いもんじゃないです。ただ、これは財調を見れば、8億ほどあります。こういうところからも削ってからでも、高齢者の人のお祝い金として、1万円にしたほうがいいのかじゃなくて、検討してもらって余地もありますけれども、そういうところに使ってもらえればなあって、自分としては思っております。どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、町では、住んでよかったプロジェクト推進事業ということで、子育て支援から、出生対策とかいろんなことで、そういった世代について、大きな金額使

っておりますけれども、この住んでよかったプロジェクト推進事業を立ち上げたときに議会のほうからも、いろんなご意見がございました。そして、子育て世代だけじゃなくて、やはりこの町に貢献してこられた高齢者世帯にも、そういったことができないかということで、いろんな強いご要望もありましたので、乗り合いタクシー、そういったものも始めておりますし、やはり高齢者、そして、子育て世代、全ての方が、こういった形で生活していただくことが、この町を好きになっていただくか、暮らしやすい町になるかということでありますので、この敬老金につきましては、これを住んでよかったプロジェクトに同じように考えているということもどうかと思いますけれども、やはり高齢者の皆さんがこれまで町に貢献して来られたことは事実でありますので、そういったこともしっかりと捉えながら、できれば住んでよかったプロジェクトに入れてもいいと思いますので、子育て世代だけではなく、高齢者の皆さんも、そういったことを検討していくということで、これからそれぞれの課の中でも、調整をしていきたいというふうに思います。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。ぜひ検討していつてもらいたいと思いますし、その辺に関しては今議員さんでもう廃止せろとか、そういうことを多分言われる方がいないんじゃないかと思っておりますので、提案されてみたらどうなるか分かりませんが、前向きに検討してもらえればと思っております。これ自分が議員になりたての頃にどうしても来られない方には職員の方が配られてましたけども、今はどれくらいの割合で配られてますか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 今、職員が配るっていう事はしておりません。何らかの方法で連絡をとりまして、どなたかに、代理でも構わないので取りに来てください、ということで、お願いしております。どうしても連絡がつかなかったり、再三、お電話とか、お手紙を出しても返答がない。そういった場合にはもう通知文の中に、辞退と受け取らせていただきますという、一言を添えて、お送りしている状況でございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） もう今配られていないということなんですけども、昨年でもいいですけど、何名くらいの方が辞退されてますか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） はい、令和4年度で、辞退が6人、令和3年度はコロナ禍によりまして、ちょっと辞退は多かったです。戻入の全総計が死亡も含めて40人ということです。その前の令和2年度は、辞退が5人、令和元年度は辞退13人となっております。別に死亡の方が、それぞれ数名おられます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 思ったよりその辞退される人数少ないなと思ったんですけども、その辞退される理由として考えるにも、やっぱりその一つは金額次第でもあるのかなと思います。最近高齢者の方たちには、事故防止の観点から免許返納が盛んに、至るとこ

ろで呼びかけられております。ということは、受け取りに行きたくても行けない、誰かに
お世話にならなければいけない、あるいはタクシー、または今町長が言われた乗り合いタ
クシーを利用して、それを受け取りに来られる方も、おられると思っておりますし、また
そういう人の話も聞きます。だけんまた、以前のように、もうぜひ取りに来てください、
対象になる人はもう全くゼロにしましょう、というぐらいの気持ちで、5人から10人ぐ
らいの人数だったら確認すれば、そんなに何日もかかるものでもないしですね。誰かその
職員さんをお願いもできるかどうかそれも分からないんですけども、それぐらいの配慮
があってもいいんじゃないかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 辞退になられた方っていうのが、本当に連絡がつかない、所在
が分からないとか、そういった方がいらっしゃるしまして、そのほかはご家族が町外にいら
っしゃって、もう必要ないっていうふうに、回答される方もいらっしゃいました。数年前
は振り込みという形をとらせていただいたこともあります。振り込みでよければちょっ
と手数料がかかりますので、その分がかかりますけれどもその辺を引いたところでの振
り込みっていう形にさせていただくことも、可能かと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。せつかくのこれはいい事業だと思いますので、できるだ
けもう辞退者をゼロに、そこを目標にこれからも努めていってもらいたいと思います。も
う先ほど町長も、ぜひ検討してもらえということでしたので、もう、改めては聞きませ
んけれども、金額アップと同様に、こういった配慮もぜひ今後また検討課題として挙げて
いってもらえればと思っております。もう敬老の日もすぐそばです。だからもう、来年、
再来年からというよりも、もうすぐでも、動いてください。お願いします。動かなかっ
たからどうのこうのというわけじゃないですけど、それぐらいの迅速性を持ってやってい
ただければいいなと思っております。

もうまとめに入ります。今回は3点の質問を行いました。二元代表制にしても交通安全
対策、また敬老年金、どれもその中心には町民の方がおられます。これまでもそうだと思
いますけれども、今後は今まで以上に行政は誰のものでもない、あくまで町民の方のため
ということ念頭に置いてですね。もちろん私たちも含めてですけども、さらなる高め
を目指し、行政議会が本当の両輪として躍進していけるよう望んでおります。これで私の
質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、8番議員の一般質問は終了しました。

続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（中村正雄君） こんにちは。本日、最後の一般質問であります6番の中村です。
今回二つのテーマについて一般質問をしたいと思います。

一つが、「町営大津山団地建て替えに係るPFI、民間活用の事業ですけどPFI導入
可能性の調査業務について」という報告書が上がってきております。その報告書をもとに、
質問をしていきたいというふうに思っています。内容的には二点ありまして一つが「PFI、

民間活用事業の、進める上でのメリット、デメリットについて」お尋ねします。二つ目が、これは大津山団地だけではなく、旧町役場、公民館跡地の敷地を含めた、まちづくりコンセプトの基本方針である、「地元で生まれ育った現町民や町内の工場等で働く若中年層が住みたくなるような町にリブランディングする」という、大きなコンセプトを掲げられてこのPFI事業を取り組まれていますので、その考え方について、進め方についてお尋ねしたいと思います。

二つ目のテーマは、町の最高上位の計画であります、「第7次南関町総合振興計画について」この総合振興計画の将来像として、「新しい空間と暮らしの中で、あらゆる挑戦を支える町なんかん」という将来像があって、それを実現するために、基本理念というのがあって、その基本理念は、「住民と行政による協働のまちづくりというもので進めます」と、その中で具体的には基本、目標を掲げられて取り組まれていますので、取り組む姿勢、意欲について質問をしたいと思います。

以下の追加質問は自席で行います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番中村正雄議員の「町営大津山団地建替えに係るPFI導入可能性調査業務について」の質問にお答えいたします。

まず、1「PFI事業として進める上でのメリット、デメリットについて尋ねる。」にお答えします。町では、令和3年度に南関町地域未来構想を策定し、新庁舎及び防災広場を新しいまちづくりの中心拠点とし、旧役場及び公民館敷地については、まちなか居住の促進による中心市街地の活性化を目指し、若者定住の拠点として活用する方向に決まりました。併せて、行政コストの削減のためPFIによる民間活力を活用することも検討することとし、昨年度に町営住宅大津山団地建替えに係るPFI導入可能性調査を行ったところです。PFI事業として進める上でのメリットは、性能発注及び一括発注（設計・建設・余剰地活用）によりコスト縮減ができること。また、民間ノウハウを生かした優れた提案が期待できること等が挙げられ、公営住宅等の建設事業にPFI事業導入を国が推奨していることから、国からの補助金と併せた事業に取り組めば、補助率が加算されます。デメリットとしましては、PFI法に基づいた事業となりますので、それに求められる条件整備や特定事業者の選定、民間事業者の選定等に関する実施方針の作成及び公表、事業者が満たすべき水準の詳細規定の準備等に時間を要し、事業発案から事業者選定までの手続きにコストと時間が掛かること等が考えられます。また、SPC（特別目的会社）と呼ばれる事業者チームの立ち上げが必要で、PFI事業の経験がない事業者の参入が厳しいことも考えられます。

次に、2「旧町役場・公民館敷地も含めたまちづくりコンセプトの基本方針の一つである、地元で生まれ育った現町民や町内の工場等で働く若中年層が住みたくなる町にリブランディングについて尋ねる。」にお答えします。こちらも、令和3年度に策定した南関町地域未来構想で示した4つの柱ごとの施策に基づき、時代の変化や住民の方の要望に対応できるまちづくりに取り組んでおります。

トッパ1（魅力づくり）として、新庁舎周りの芝生広場での新しいイベントの開催や豊前街道と歴史をめぐるルートとフォトスポットを歩くフットパスの整備を進めております。トッパ2（住む場所づくり）として、大津山団地建替え事業に取り組んでいます。トッパ3（拠点づくり）として、新庁舎周辺の整備はもとより、うから館の再生事業や総合運動公園の整備等を進めているところです。トッパ4（人づくり）として、住民が考え、住民が主体となって、住民のために実施する住民提案型事業への助成を行っております。

また、町では昨年度から、ふるさと関所まつり、陶器・梅まつりを再開し、新型コロナウイルスの5類移行後は、各種イベントや祭り等が従来どおり開催されるようになり、たくさんの皆さまに南関町へお出でいただき大変感謝しているところでございます。まちづくり事業は、一度構築すればそれで終わりではありませんので、今後も、適切な時期にリブランディングを継続して取り組んでいく必要があると考えております。

次に、「第7次南関町総合振興計画について」の将来像「新しい空間と暮らしの中で、あらゆる挑戦を支える町なんかん」に向けて、基本理念「住民と行政による協働のまちづくり」のもとで、基本目標に取り組む意欲と姿勢について尋ねる。にお答えいたします。昨年度策定いたしました南関町総合振興計画につきましては、令和5年度から令和12年度までの8年間の計画の期間とし、「産み育てやすい環境の整備」「住む場所と働く場所の確保」「高齢者や障がいのある方も安心して暮らせる環境の整備」を基本目標として、26の政策、78の主要施策を掲げ、目標達成に向けて事業を進めております。これらの目標を達成するためには、基本理念にありますとおり、住民と行政が力を合わせ、協働により事業を進める必要があると考えており、昨年度は、住民が考え、住民が主体となって、住民のために実施する住民提案型事業を9件、また、マルシェの開催を3件、各地域で行っていただいております。多くの方が事業の企画に参画し、或いは、運営に携わっておられます。

また、これらの事業の報告会等により活動の内容を知っていただき、今年度も現在までに6件の事業を進めていただいております。多くの方に、いろいろな事業や活動に取り組んでいただき、それが町全体に広がり、住民と行政が力を合わせた協働によるまちづくりを行うことが重要であり、その他のまちづくり事業等においても、地域住民の皆様の考えや思いを尊重し、住民と行政が力を合わせるにより、基本目標の達成を図っていききたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） それでは追加質問を行いたいと思います。

まず、PFIのメリット、デメリットについてですけれども、今答弁でコストと、あとは民間ノウハウという、補助金という、三つ挙げられたのかなというふうに思いますが、その中で、コストの削減の割合っていいですか、比率、要はコスト、建設費と、建設でき上がった後に、その業者に運営管理を委託するわけですよね。それと比率と、もう一つ

は補助金、町の補助金が増えるというふうに、今答弁ありましたので、建設費用が安くなる費用比率額と、運営する上での安くなる額、それと補助金とその三つを比較した場合、どんな割合で減ってるのかっていうのが分かったら、数字じゃなくて割合で結構ですので、ちょっと教えてください。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 建築コストにつきましては先ほど町長の答弁ありましたように、測量設計、それから建設まで一括してやっていただく事業になります。これにつきましてはでき上がった後すぐ、お支払いをするというやり方でいくと、11.8%の削減が見込めるということで報告書が来ております。それから維持管理をした場合ということになると今度は立ててもらって、約20年。今考えております20年維持管理をした場合とすると、やっぱり随分落ちます。2.9%まで落ちます。これからの物価指数とか、上昇率に合わせて維持管理料の委託料が、やっぱり上がってくるんじゃないかなかっていうところが少し加味されてると思います。それから補助金につきましては、通常のやり方でいけば、現在住宅は45%の補助金をいただいておりますが、これをすることによって、5%アップの50%。もしくは最高にもらえれば補助金次第で55%までいただけるような話をいただいております。50%ぐらいになるかなというところで今のところ考えているところでございます。一応三つの割合については以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） ちょっと分かりにくかったんですけども、話の内容からすると、補助金が一番魅力があるということですか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） いや、補助金はあくまで事業したことに対して国からいただける補助金でございますので、それを利用したほうがいいということになります。利用しなければ、100%とってもらった事業主さんと、それから町が半分で折半という形になると思います。町の半分については、町が自治自体力というか力があれば、大きな市なんかはもう単費で打ち込んでおります。その場合はその分を長いスパンに合わせて支払いをしていくということで行っておりますけども、うちの場合はなかなか自力が無い町でございまして、補助金をもらいながら、なおかつその半分以上を、業者さんをお願いしてという形でいくようになります。その半分に対してが、うちで言う、起債を載せてという形でやるやり方になろうかと思っております。ですんで補助金はあくまで三つ分けなくて、事業するには建物的に補助金を半分使わせていただいて、残りを町が負担していくという形になるかと思っております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） そうすると、補助金よりは、建築費、運営費のほうのメリットの額が大きいというふうに理解していいですか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） いや、補助金は一緒に考えていただいてよろしいかと思っております。

別にすると、全てが単独費の持ち出しになりますんで、例えば100で事業したときに事業者に50、やっていただいて残りの50が単費でいきますよ、となります。50の単費に対しては補助金を乗つけることができますんで、だから半分はもう補助金でいきますと、残り事業者からした分に対してが、町が、数年かけて払っていくか、もしくはでき上がったときにお返しする分ということで、うちで払う分は半分でいいことになります。補助金を使わないと、100%出資することになりますんで、負担としては、補助金併用型が一番よろしいかと思います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） ちょっと私の質問がなかなか伝わらないんですけども、補助金があっても、十分、PFIをやっている価値はあるというふうに思われているのでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 本来は、補助金なしでもできるはずなんですけども、最初はどうしても持ち出すお金が必要になってきます。公営住宅というのは半分家賃がございまして家賃を入れてもまだ足りない分の建設費用とか出てきます。その分を持ち出したときにやっぱりどうしても、どっからかお金を借りてくる必要がございまして、町が持っていれば、利子はつきませんが借りてくると利子がついてきます。その返済期間がございましてそれを載っけていくと、どうしても、高くなってしまいます。本来ならば自力でできるんですけども、住宅の場合は、テナント料とかそういう大きな収入を見込めるもんがございませぬので、それについてが見込めないというのが、一つあると思います。商業施設とか複合施設であれば、ある面積を賃借としてすればそれは入ってくるからそれを返済分に充てるよ、という考え方でいきますけども、なかなか住宅の場合には、満額するよう充てることができない建物でございまして、その辺が少し、補助金をいただかないとうまくやっていけないということで考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） そうすると具体的に言えば、この今回の報告書が上がってきますよね、大津山団地の。これで、補助金が出ないということであれば、もうやらないという考えにつながるんですか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 基本的には補助金ありきで積算をしていますんで、もらわなかったら、とてもじゃないけどできないと思います。その場合は、戸数をもう少し100世帯とか増やして、なおかつ複合施設を入れて、賃貸料とかテナント料入るの見込まないと、とてもじゃないけど、採算合いません。その場合、今度はPFIで参加してくる事業者がいるかということ、そこのテナントまでを探してほしいということで要求しないと、空っぽの状態が続きます。恐らく、空っぽだった場合は、大赤字がずっと続きますんで、それはちょっとメリットないかなと考えます。補助金をもらうことによって、その空の部分全部、何かに使いますんで、そういうことで、もらったほうがよろしいと考えて動いておりますので、本当は、無し、で動くのがPFIなんですけども、若干、公営住宅者がち

よっと違っておりますんで、その辺はちょっと全く合うようなものじゃないかと考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、分かりました。やっと分かりました。デメリットについて、ちょっと質問したいと思うんですけども。先ほどの答弁ではデメリットはいろんな条件があったり、その条件に合わせるのに時間とコストがかかるよっていう話だったんですけども、私が調べたところこのPFIってというのは、イギリスで始まっているんですね。イギリスで初めて集まった民間活用の方法なんですけども、今はイギリス止めているんです。いろんな問題があって、それは何かというと、業者が儲け過ぎちゃう、ということと、あとは維持管理になった場合、建物を建てて、町に無料で委託されて、それが今度委託管理をこの事業者者に委託するわけですね。そうするとその委託すると、必ずもうそこに来ちゃうんで、結局競争原理が働かなくなってるね。コストを上げるか、上げなければ、住民のサービス低下に、関わってきてるんですね。ですから、業者は求めるけども、住民のサービス低下するということで、今はイギリスは止めているんですね。でも、イギリスはこれやめた、と永遠に止めるとは言っていないんです。このPFIはもう、非常にいいシステムなので、今後も全部、ぜひ活用したいというふうなんです。ただ、やり方を、制度を変えていって、ちゃんと民間活用が本当に、行政ができるようなシステムをつくって、再度、始めますという、そういう宣言をしている。日本が今これ、ちょうど始まったところで、いろんな事情があると思うんですけど、やっぱり国もなかなか補助金、これから財政の問題で、なかなか出さなくなるんで、ただ、国の気持ちとしては、やっぱり、地方自治体が自活大好きですね。もう補助金だよりじゃなくて、自分たちで活用、自立する方法を、民間と一緒に地元の民間と一緒に考えてそれを充実してください、っていうふうな、意向が多分、国にあるかと思うんです。ただ、移行期間にすぐそれをやれって言っても、なかなかないから、移行期間は、補助金を出しますよ、というような考えじゃないかな、というふう思うんですね。ですから、やはりちょっとしつこく言ったのは、補助金がなくても自活できるような、そういったPFIっていうのは、まだあまりできてないと思うんですね。ですから南関町でそういうものを、いち早く確立するような考えで進むべきじゃないかなというふうに、思ってるんですけど、その辺りの考えいかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、中村議員の、町が先進的な動きの中でそういった国の補助金も活用しないでできれば、やっぱり理想的だと思います。町の南関町の場合は、今回のPFIの事業につきましては、入り口の事前調査のときから、国の補助を2,000万、2年間かけて2,000万、補助100%いただいて、事前の調査から始めています。ということで、考え方では、そういった国の補助金を使えるものは、完全に有効に使って、今回の建設についても、もらえるうちはやっぱりそういった補助を使う。そしていろんな経験をして、これからまた別事業をするときには、そういった補助金を使わなくてもできるような、そういった、積極的な動きの前に、もらえるものは当然もらって、国から、返すべ

きもんじゃありませんので、そういった事業で、町民の皆さんに負担がなるべく少なくなるような、そういった事業の進め方でいきたいなというふうに考えてます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。私もそれでいいと思います。ただその先が、補助金がなくても、自活できるような方法を求めて、それを求めてやるのと、ただ補助金があるからやるよというのと違うっていう、そこを、私はぜひ理解して、進めてもらいたいなというふうに思います。このやり方をやるとこれ、建設だけの問題じゃないんですよね、ほかの福祉とか教育とか、みんなに活用できる方法なんですよ。だからその方法をやはり町の中で早く確立して、建設だけじゃなくていろんな業界、各課の中に、民間活用して、結果として、安い費用で町民の方に、豊かな提供できるというものを、ぜひ、進めてもらいたいなと、いうふうに思います。そうする中で、やっぱり何が必要かということ、やっぱり民間のノウハウをどう使うかだと思うんですよ。それでやはり、今までの行政のやり方で、委託みたいな形だと本来の民間が考えていることが、なかなか発揮できなくなるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、進め方として、その目標を掲げて、あとはもう、あなたたちがビジネスができる。要はビジネスとしてプラス、ちゃんとも儲けなり、利益が稼げるようなそういうビジネスプランをつくってください、っていうような投げ方があるんですよ。ただし、なかなか、それだったら既に民間やってるよっていう話になるんで、このプランだと、赤字がこのくらい出ますと、いう。そこを出してもらってその部分が、今度は行政が、例えば今回の場合だったら、若い人たちが、これをやることによって若い人たちが入ってくるわけですよ。そうすると、税金も町税も入るし、人数も増え、人口も増えるという町のメリットがあるわけで、町のメリットの部分だけじゃその部分をこの事業に入れていいよっていうですね。ですから、あそこの民間が出した赤字の部分、行政のメリットの部分で埋め込む。そこで、トータルとして赤字が出ないような、そういう進め方をやっぱり進めるべきだというふうに思うんです。そのためには、行政からの進むやり方を変えていかないと、駄目だと思ってるけど、その辺のやり方を変えるっていうのは何か考えとして、意識として持ちでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。まず意識改革はやっぱり事例を見ていくしかないと思えば、まず勉強しないことには、その意識改革もできませんので、やっぱり職員一人一人の意識改革で、私は一つ焼石ぼんと投げ込んで、さあどうなるかっていうのを、今回行ってるところでございまして、おかげさまで若い職員で興味を示していただいておりますんで、私が勧めてるじゃなくて、私も手を放して今若い職員で、課をまたいで、ちょっとこの話は進んで、いただいております。今中村さんがおっしゃったような形で、うちの職員としては少しいい方向に動いてるんじゃないかなろうかと考えてますんで、もう少し頑張って勉強してくださいということを、常々私のほうは指導してるところでございまして。私個人はもっと言われたように、私はただでしたかっただですよ。おっしゃるように、持ち出しなしでやりたいと思って、いざコンサル頼んでみたら、なかなかうまくいかないよ、っち

ゆう報告書で上がってきましたんで、なかなか難しいと考えておりますが、やっぱり目先を変えて、それから、ほかの考え方を考えていけば少し、また新たな方向が見えていくんじゃないかなと思うております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） 課をまたがって、若い人のグループというのは非常にいい方向じゃないかなというふうに思いますし、その中で私は、この項目で最後の提案したいんですけども、来年度から、スケジュールによると、アドバイザーリングが始まりますよね。選定が、どんなアドバイザーを選ぶかによって、かなり変わってくると思うんですよ。ですから、これからアドバイザーを選べる、まだ選ぶための時間があると思うんで、そのときに若い人たちのグループで、今までのやり方じゃなくて、さっき私がちょっと提案しました、民間主導型で全体をつくり上げていくような、そういうアドバイザーがいるかどうかを、私もまだ調べてないんで分からないんですけども、調べていいアドバイザーを、つかんで進めることが、早道じゃないかなというふうに思いますので、そのアドバイザー選択について、ちょっと考えを聞かせてもらえればと思います。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。そのアドバイザー選択といいますのが、先ほどから、私、建設課長も答弁してはいますが、初めてのPFI事業ということで、取り組んでおりますので、これからの進むところで重要な役割を果たしていただくのがアドバイザーでありますので、そこも、できれば、私とか課長が、その上からこういった人がどうだろうか、ということじゃなくて、やはり職員の皆さんが自分たちでいろんな方を調べて、こういったことがしてほしいから、こういった人がいいなといったことも、やはり、トップダウンじゃなくて、皆さんが若い人たちがやりたいこと話し合ってそれを上に上げていただいて、そういったアドバイザーが欲しいといったことを提案していただけるようなシステムづくりといいますか、役場のほうも、そういったことが今から必要ですので、今回はモデルとなるように、そういったことに取り組めばと思います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、ぜひお願いしたいと思います。

次の項目に行きますけども、2番目の基本方針である、地元で生まれ育ったコンセプトで、コンセプトのリブラインですね。これについて、ちょっと私の質問があんまりうまくなかったのか。求めるような回答がちょっと、来なかったんですけども、もう少し丁寧に質問書を書けばよかったのかもしれないですけどね。私が求めたかったのは、この報告書の中に、若者が住みたくなるようなブランディング、そういうコンセプトでこのPFI事業を、検討してその答えがこういうものです、っていうふうな形に、報告表の中ではそういうふうになってたんで、中に詳しく余り書いてなかったんで、この回答書の中で大津山団地の建て替えと分譲地と、それから、旧庁舎という、3LDKの町営住宅を建てるという、その内容で、要は今、南関町でずっと課題になってます、町の企業に勤めてるんだけど、町外から通ってる方が4分の3、75%ぐらいいらっしゃるその他人たちを、そう南関町

に住んでもらうかっていうのが大きな課題になって、それを解決する策として、このPFIの検討事業をやられたというふうに私はとったんですね。で、その辺の業者の人が、これを建てると町外から通ってる人たちが住むようになりますっていう、その分析といえますか、どうやってそれを分析されて、ここの建物だったら、住みたくなるよっていうふうになってるのか、その分析結果なり、要はマーケティングですよ。ビジネスでいえば、マーケティングがどうなされたのかというのを書いてなかったんで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 建物で人を寄せ付けようという考えは一切考えておりません。やっぱり今まちづくりが進めてます未来構想ですか、このコンパクトシティの中で、うから館の活用だったり、庁舎等新しく移りましたところ公園を利用したいという、その大きな直径の1キロスパンぐらいの平面に入るところを全て活用しながら、やるということが一つの目的だと思いますんで、コンサルは南関町の、もうちょっとどういうのをしたんだよ、というのが欲しかったのではなからうかと私は考えております。向こうからはなかなか提案をしてくれませんので、町として何がしたい、これしたいっていうことであれば、もうちょっとプランニングして新しいの持ってきますよ、っていうこと等の提案だったんですけども、なかなか、今回のやつは、町の方向性もしっかり決まらなかったんで、何パターンかを上げてください、という形でしか私のほうも指導をしておりませんでしたので、それがちょっと薄いところでございます。あくまで私は建物で人を呼ぼうという考えは一切ございません。建物の周りに作ったことの全部合わせたところで、やっぱりUターンとかIターンにつきましては、職場がないと、帰ってこないと思います。やっぱり町長が進められている企業誘致とか、そういうのが一番生きてくるんじゃないかなと思いますし、あとは町の商店街の活性化で、空家バンクやってますけど空き家の部分に、若い人たちが自分たちで率先してそこを開発するとか、町にいる人を呼び込んで楽しませるっていう、そういう何か一つのアクションとかそういうグループをいっぱい作っていただいて、その人たちと一緒にやってることで南関町ってこういう魅力あるんだね、っていうことで来ていただけるんじゃないかなと思っています。そしてあくまで受皿として、私のほうは考えてまして、あとそのデザインはもう、コンサルさんじゃなくて参加された業者さんがこういうふうになればいいよ、っていう提案していただければ別に問題ないかと私は考えております。私は必要な部屋等を数と、あと必要なコミュニティ広場みたいなやつとか、そういうほうの提案だけで、あとはもうお任せしたいなということ考えているところでございます。ですんで、建物ではなかなか人は寄って来ないと思います。よっぽど奇抜な建物か。総合体育館だったり、何かイベントする、そういうのだったら人が来るとは思いますけども、なかなか住まいということになると、意外とコンパクトで安いほうがいいよ、っていう方もいらっしゃるかもしれないので、その辺はその人それぞれの生活の環境って変わってくると思いますんで、私はそういう形で今回進めましたんで、中身が薄いのは確かに私も、物足りないと考えておりますが、反面、町で考

えなさいよ、ということを投げかけられてると思いますんで、そこが大事なかと考えております。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 課長から答弁しましたけれども、確かに、今回のまちづくり全体の中でそういった構想を進めておりますので、建物にあんまりこだわり過ぎないでいいと思うんですけども、ただ、大津山団地と今回、旧役場庁舎、公民館と建てる住宅というのは全く違う建物になりますので、大津山団地というのは、これまでの町営住宅でありますので、あくまで家賃体系というか、低所得者向けとかそういったことが、状況になりますけれども、旧役場公民館につくる住宅というのは、そうではありませんので、今、まだ嶋永課長との打合せが十分でないところもありますけれども、私は今からちょっと調整していく中では、少し高い家賃でもいいんじゃないですか。3LDK、4LDKでも。先ほど中村議員言われましたとおり、町内のある程度の企業ならば、住宅手当が半分出たりするところがありますので、それが6万、7万払っても、3万、3万5,000、4万ぐらいの家賃でありますので、本当に熊本市内とか都会にあるような、セキュリティーを有したそういった住みやすい住宅、そういったものも、南関に、中心部にあっていいんじゃないかなと思います。ということでそういったものを、建設、これは費用的なものもありますけども、可能であれば、そういったものも、今までなかった町の住宅をつくって、そこに、働く人若い世代が、そこに住めば、いろんなそういった世代の方と一緒に交流ができて生活ができるということも、ちょっと提案をしてみたいなと思っております。ですので、南関に住んでいても、もう、ほとんどこれと都市部と同じようなセキュリティー、そういったいろんなすばらしい建物にも住めるんだっていうことを含めて、企業のほうからも応援をしていただきたいなというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） そうですね。私も住宅だけでは、より難しいと。でも住宅も、キーワードにはなると思うんですね。ですから、ちょっと順番を変えたらいいんじゃないかなと思うんですけどね。住宅を先にやるんじゃなくて、要はまちづくり全体を、何かPFIでやるような形で、その中で、いろんなもの、町外から通ってる人が住みたくなるようなものが、何をそろえればいいのかっていうことを、先に決めて、その中に住宅というのは、今町長言われたようなちょっと豪華的な、ちょっと余裕のある住宅があれば来るだろうっていうですね。ですから、それだけを走って、結局住宅だけ建てたけども、結局来なかったねっていうふうな形になるとやっぱりまずいんで、どんな要素が町にそろったら来るね、って、その中の一つが住宅だよ、っていうような形だと思うんですよね。ですから、先に今進められている住宅だけのPFIではなくてその前に、要は、町外から来る人が、どんな要素を作るかということね。それを一つの業者に、一つのグループ、先ほどの何とかグループ会社を見つけてやればいいかなと。

一つ提案したいのが、さっき文教厚生常任委員会の視察のところで報告がありました、南関町的那須まちづくり株式会社なんですね、これ株式会社なんですけども、本当に小さ

な町をつくってるんですね。もういろんな人が来て、買物もできるし、図書館もあるし、いろんなイベントもあるし、そこに行けば、楽しいことができる。その会社を私も、もう紹介して南関につくれば。まだ九州にないっていうふうに言われたんですよ。何箇所かやってるんですけども、まだ九州ないから九州はいいところだったらやりますよ、という話もされてたんですけども、ところがこの会社のターゲットが、先ほど報告ありました、高齢者がターゲットなんですね、高齢者がまだ元気なうちに、その町に入って、校庭に家が建ててあるんですけど、そこに家を建てると、亡くなるまでもうずっとそこで、面倒というか、全部施設がそろっているということで、若いうちから、元気なうちから首都圏からすごい、移住者が今増えているんですね。だからそれと同じような考え方で、若者向けにそういったまちづくりを、株式会社としてやれるところがないかということで、そういう観点でも先ほどのアドバイザーの中で、そういう会社を知ってるアドバイザーみたいなのを探していけばいいかな、というふうに思うんですけども、ちょっとこの私の提案に対していかがでしょう。

○町長（佐藤安彦君） はい。先ほども答弁しましたとおり、アドバイザーを決めることは今からでありますので、そういった今日のご意見もしっかりと受け止めながら、こういった形でのアドバイザーを採用していくかというのは、これから職員の若手を中心に、そういった話もさせていただきたいと思っておりますので、建物ありきっていうことでは考えておりません。もちろんまちづくり全体の中に建物もあるわけですから、そういったことも含めて、いろんなお話が伺えるアドバイザーを選定していきたいなというふうに思います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、ぜひお願いします。

それでは大きな二つ目のほうの項目に移らせていただきます。

総合計画の中での、町民と行政の協働のまちづくりですね。これについて説明します。質問します。これもちょっと私が質問がもう少し丁寧にすればよかったと思うんですけども、もう少し全体の説明、答弁を求めたんですけども、分かりました。主体は先ほどの住民提案型事業補助金、これの事業をもとに、そういうまちづくりをする人を増やして、それを町の中に、そういう関心のある住民の方をどんどん増やして、いろいろな事業といいますか、目標に生かしていくような動きをしますという、基本目標を達成するような動きをしますということなんですけども、質問としては、さっき昨年で9件、今年度で6件というふうに採用された事業があるというふうに、あったんですけど、この中で、総合計画に上げられてる基本目標、さっきの何て言いますか、26の政策と78の施策ですか。これにマッチングしてる。要は、住民参加の内容がマッチングしてるというのがこの応募された、去年と今年で15件あるんですけど、15件の中で、総合計画に上がってる目標に、合ってるものっていうのは何件ぐらいありますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 26の施策ということでありまして、その中に詳細とし

て78の主要施策となりますが、住民提案型の事業につきましては、それぞれの事業がどこかの部分に該当している、と私は考えているところでございます。例えば空家対策、空家の管理をしていただいた事業につきましても、定住促進に関するところの事業の一環で空家を管理していただくことも可能ということになっておりますし、あと、読み聞かせに関しましても、子どもたちの心のゆとりといいますか、教育的なところもあるというところで、それぞれの事業で、その項目に該当する施策はなっていると思っております。あと総体的に言いますと、地域コミュニティの強化ということで、地域コミュニティの八つの大綱の三つのところになりますけれども、地域コミュニティの強化、これは地域づくりの活動をしていただくことによりまして、そういったことが全ての団体、していただけるじゃなかろうかなと思っております。ほかに、住民参画のまちづくりというところでも、まちづくり団体の支援というふうにありますので、まちづくりをその地域で、いろんな団体の方にやっていただくと。そして、南関町全体を追加させていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。どっかの項目にあつてるということをお聞きしましたけども、やはり、さっき言われたように、まずはやっぱり5人ですか、5人が集まって、ちゃんとグループをつくって、まちづくりのために動こうという、そこがまだ大事だということで、そこはまずは、成功して、歩き始めてるかな、と、その次がやっぱり、総合計画で、町の計画にいかにか貢献度が高いような事業内容にしていくかというのは、それは徐々にやっぱりそういうふうに向けていくべきだと思うんですね。やっぱ効果のあるものには、今は均一の助成金ですけど、効果のあるやつは多く出したりとか、そういうことも評価も、やっぱ貢献度っていうものを一つ、入れることによって、また中身と言いますか、グループの意欲も変わってくるんじゃないかなというふうに、思いますがそこはぜひ進めてもらいたいなというふうに思います。それと、もう一つの課題は、持続可能性、要はそのグループが、その事業をどうやって継続していくかっていうところで、今の制度だと、何か補助金をやめたらそのまま消滅するような、そういう何か危惧をしてるんですけども、その持続可能性というのは、何か考えられてますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。事業を選定といいますか、やっていただくに当たりまして、町のほうでも審査の基準というのを設けて、その事業をやっていただいているところでございます。公益性、そして事業の目的と効果、実現性、期待度、自主性、団体の適正性ということで、その中にも実践というのもありますし、期待度、これから、どっと続けていただける品物なのか、事業なのかということもありますし、その事業、続けていただくことで、町としても支援をできるところはさせていただきながら、その事業が、もっと大きくなっていくように、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） 評価項目に入っているということなんですけども、どういう評価

をされてるんですか、持続可能性ですね。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） これ、審査委員それぞれの判断ということにはなりませんけれども、今後続けていってもらふ単発的な事業じゃないと、単発で終わってしまうようじゃなくて、もっと、これからの展開が見込めるところを各委員で判断したところになります。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） ということは自己申告ということですか。あれ、自己申告とは違う、そちらで何か判断され評価されてるんですか、どこを評価されているのかが、今ちょっと分からなかったんです。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 事業の提案、こういったことをします、ということで事業の提案をしていただくんですけども、それを各委員が判断しまして、これを、この事業だったら、公共性があるとか、今後また続けていってもらえとか、もっと大きく広がる可能性がある、というようなところは判断したとさせていただきます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） そこをもう少し制度っていいですか、システムとして、もう少し持続可能性が続けられるような制度をつくったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、具体的には最近よく使われる、ソーシャルビジネスって聞いたことがありますか。ソーシャル社会課題を解決するためのビジネスなんです。ですから、対価はちゃんともらって、収入として、その代わり社会課題を受けましょう。そうすると、対価が入ってきますので、ボランティアだと、なかなか意欲が主体になりますので、その意欲のある人がいなくなったら、結局、消滅する、ちゃんと、後継ぎを、意欲のある後継ぎを見つければいいんですけども、それが見つからなかったら。ところが、ビジネスとして制度化すれば、その人がいなくなっても、それだったら次はやろうかという人が出やすくなる。ですから、今はどちらかってボランティア主体の、応募になってるんですけども、それはそれで残しといてもいいと思うんですよ。プラスソーシャルビジネス的な方の何かの対価をもらいながら、それで、その事業はもう続けていきます、っていうような形のを、プラスとして加えたほうが、ビジネスとしては、これが発展していけば、さっきの、要は民間活用と一緒に話なんで、民間活用の小型版、個人版みたいな形になると思いますので。ですから、そういったことを考えて持続可能性、継続性というのを、考えたらいかがでしょうか、という提案ですけども、どう考えられますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。今議員がおっしゃられたとおり、対価がないと、最終的に続けられなくなってしまふ、というのは当然のことだと思います。実際、その社会課題というのがあって、それを対処していただける団体っていうのがあるということは、私たちの町職員といいますか、町としましても非常にありがたいこととさせていただきます。

で、そういったものに関しましては支援できれば、できるだけの支援をしたいとは考えておることですが、それが完全に民間の団体をそこに持ってくると、というようなことにつきましてちょっとまだこちらのほうでは検討してないところで、今はそこそこの地域で、そこそこの個人個人でやっていただけるものに、精一杯支援をしたいと考えてございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。私も同じ考え方で、どっかのNPOですね、町のためにお願いするという形じゃなくて、住民の中からそういう人たちを育てていて、それに持続可能性をつけるという意味なんですね。ですから、育てる、町内でそういう人を育てるってということだと思うんですね。NPO法だとなかなか、結構ハードルが高いところもあるんで、NPOまで行かないですね。そういったことが、できれば、この町にそういうグループが、継続的に存在する形ができるかなというふうに、思います。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、竹崎課長からもお答えしましたけども、ソーシャルビジネス等、持続可能なまちづくりということで、それが、相對するといいますか、そこが結び合うところもあると思いますけれども、今回のいろんな事業をやった中でちょっと今こう考えておりました。ただ、やっぱりそういったビジネスにつながっていくんじゃないかな、というも幾つかありまして、空家対策のグループもそうでありますし、それとヤマチクさんが開催されまして、「ゆく年、くる年」ももちろんそうです。それともう一つ、去年の秋このグラウンドを全て使った、マルチ、大きい話をされましたよね。あのグループも、できればうから館でカフェとかもやりたいな、といったことも言われてますし、いろんな自分たちがこの町の施設を使ってやりたいな、ということを考えになってますので、もうそれだけちょっと考えただけでも三つのグループはこれからの町に、いろんな役立つことをしたい、ということを考えておられるということは、またほかのところもあるかもしれません。ちょっと私が今考えただけでそうですので、もうはっきりと、そういった動きが出てきておりますので、非常に楽しみしておりますし、そういった投資ができるように、評価は必要でありますけれども、そういったところは、もっと重要な投資ができる、まちづくりのためのやっぱり人とお金が大事でありますので、そういったところは町としてもしっかり支援していく必要があるかなと思ってるところです。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。私の質問は大体これで終わりますけども、通して流すと結局、住民参加、それから、民間活用、それから、役場の中で、今まで皆さん一生懸命、自分なりの、自分たちの形の中では目標達成されてたと思うんですけども、これからそういった外と協力、あるいは外をいかに生かしていくかっていう、そういうつながりをコレクションなりを持ちながら、進めていく方向に、私はできるんじゃないかと思うんですよ。もう日本も国主導からやっぱり地方自治体が自立したような形に変わっていくんじゃないかなと。それを始まりがこのPFIであり住民参加型でありますので、いち早くや

っぱり、補助金も使いながら使えるうちは使いながら、早くそういう形を、南関町として実現してもらえばということで、私の一般質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（立山秀喜君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日5日は午前10時に本会議場に御参集ください。

これにて散会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後4時43分